

平成29年第4回 飯塚市議会会議録第2号

平成29年9月12日（火曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第6日 9月12日（火曜日）

第1 一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（藤浦誠一）

これより本会議を開きます。一般質問を行います。発言は、一般質問事項一覧表の番号順に行います。13番 守光博正議員に発言を許します。13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

公明党市議団の守光です。通告に従いまして、今回は2つの項目を質問させていただきます。

まず初めに、災害等に関する市の対策についてですが、災害に関する質問は、これまで数回にわたりしてきましたが、あまりよいお返事をいただけておりませんので、再度挑戦をさせていただこうと思っておりますので、お互いが笑顔で終われるようなご答弁を執行部及び市長にはお願い申し上げます。

さて、ここ10年、いや数年を見てみますと、全国各地で様々な災害等が発生しております。近くは、朝倉市や東峰村での大雨による土砂及び流木を伴う水害、去年は熊本での大地震で、甚大な被害が今もなお続いており、6年前に起きた東日本大震災も記憶に新しいと思います。普通に生活をしているところへ、ある日、突然に起こる災害は、家族だけではなく、あらゆるものをのみ込み、破壊して、一瞬のうちに全てを奪い去っていきます。中には、自治体の判断のおくれから、被害が増大する場合がありますが、とりわけ地震に関しては、予測するのは今現在の科学をもってしても非常に困難なことだと思います。だからこそ、起こった後の対策及び対応をどれだけ迅速に行えるかが大事ではないかと考えます。それは常日ごろから、平時のときから、災害が発生したときのことを行政及び私たちが常に意識しているか、そのことが災害発生後の迅速な対応につながってくるのではないのでしょうか。そこで、まず初めに、本市において災害が発生した場合の対策について、市長は常日ごろからどう考えておられるのか、率直な心構えをお聞かせください。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

本市におきまして、万が一、大災害が発生し、市民の皆様が被災された場合を考えたときに、誰一人として大切な命を失わせないという強い思いで災害対策を進めていく所存でございます。

その根幹となるものが、災害対策基本法に基づき、飯塚市防災会議において飯塚市地域防災計画を定め、市、県、関係機関及び市民がその有する全機能を発揮し、地域における災害予防から応急対策、復旧対策に至る一連の業務を適切に実施できるように準備しておくことが必要

と考えています。市としましては、職員の防災に関する訓練や研修、必要な資機材の整備、災害危険区域の把握、防災知識の普及、啓発等の災害予防業務を平常から行うとともに、災害が発生した場合には、人命を守ることを最優先とした速やかな災害対応を心がけ、市民の皆さんに冷静に行動していただくための情報の収集・伝達、避難所の開設、救急・救命活動等の的確な指示などの災害応急対策を行ってまいります。また、災害対応といたしましては、特に地域力が非常に大切だと考えております。その一つには、消防団の活動がございしますが、消防団員の皆さんは地域に住んでおられ、昼間は別の仕事を持った皆様が消防、防災の活動をされています。議員の皆様のご近所にも、地域を守る消防団活動に参加されている方がおられると思いますので、引き続きご支援をいただければというふうにお願いをいたしたいと思っています。また、市内のまちづくり協議会や自治会単位で自主防災組織が設立されている地域もございまして、さらに今後、設立に向けて取り組んでいる自治会に対しては、市の防災危機管理監による研修や、地域で作成した防災マップに基づく避難訓練などを行う自主防災活動設立に向けた支援を行っているところでございます。市民一人一人がそれぞれに考えていただいて、自分の命は自分で守る自助と家族や地域でお互いの命を守る共助による命を守る行動をとっていただくことができるように、市民向けの研修等を積極的に取り組みますとともに、市といたしまして防災施策としての公助の役割を果たしてまいりたいというふうと考えているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

今のご答弁で、誰一人として大切な命を失わせないと市長の決意をしかと承りました。大規模な災害や事故が発生したとき、地方自治体は何をなすべきか。それは新たな災害が起こるたびに、特に東日本大震災をきっかけとし、改めて全国の自治体に問われ直されています。役所の施設、機能が損なわれようとも被災者となった住民の保護、支援を速やかに実施しなければなりません。どのような理由であろうとも、決してなおざりにすることはできません。そこで、災害が実際にここ飯塚市で発生した場合の市の初動体制は現在どのようになっているのか、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

本市で災害が発生した場合または災害が発生するおそれがある場合には、先ほど申しました飯塚市地域防災計画に基づいた所定の配備につき、迅速かつ的確な災害応急対策がとれるように飯塚市防災初動マニュアルを定めておりまして、これにおきまして、職員が行うべき初動措置手順をまとめているところでございます。集中豪雨、台風、地震等による災害応急対策を円滑に行うため、気象や河川の状況、災害や地震の規模、程度に応じた配備体制をとって災害初動対応を行っているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

では次に、災害の初動態勢をとるための各職員への通達方法はどのように行っておられるのか、またその体制は、どのようなものなのかお答えください。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

風水害対応のための職員の参集方法につきましては、ワンストップ防災情報伝達システムで

のメール及び電話にて、配備規模により当該職員に対して連絡をいたしております。また、地震災害につきましては、地震発生後の震度を確認し、その震度により定められた配備発令基準に基づいて、速やかに当該職員は自主参集をし、災害応急対策活動に従事することとなっております。一方、体制についてでございますが、災害の規模、程度に応じて災害警戒準備室、災害警戒本部及び災害対策本部を設置し、災害対応を行うこととしております。災害対策本部で申しますと、市長を本部長といたしまして、11部33班からなる体制を組織し、本部会議の開催により、活動方針の決定等を行い、第3配備までの職員約550名により災害対策を進めてまいります。さらに甚大な災害が発生した場合には、第4配備の体制をとりまして、全職員でこの災害対策を行うこととなります。

○議長（藤浦誠一）

13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

今のご答弁ですと、風水害等、また連絡が可能なときは、メール及び電話で参集の連絡をする。また、地震等の状況によっては連絡網が麻痺して難しいときは、事前に、該当する職員は自主参集を認識されているとのことでよろしいでしょうか。

では次に、災害が発生して参集された職員が行う具体的な災害対策任務について説明をお願いいたします。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

職員は、道路や河川等の状況を確認しながら参集をいたします。参集後は、飯塚市災害対策本部事務分掌に基づき、気象や河川の状況についての情報収集と伝達、水害・土砂災害危険箇所等の巡視、各排水機場や水門等の操作、地域の被害情報の収集、県及び関係機関との情報の共有、災害情報の取りまとめ、災害広報、避難所の開設、その他災害応急対応全般について行うこととなります。

○議長（藤浦誠一）

13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

今回、7月に、私、公明党市議団として奈良県の平群町に、また西宮の情報センターのほうに、被災者支援システムの運用について、先進地でありますので、視察に行ってさまざまな取り組み及び災害に対する心構え等をお聞きしてきたのですが、視察を担当していただいた平群町の内藤係長のお話によりますと、平群町では、仮に災害等が発生したときは、この部局は何を担当するのかが明確に決まっており、それは、防災担当課職員や役付職員だけではなくて、全職員一人一人が全て、自分の災害が起こったときにすべき任務、役割を認識しているとのことでありました。それは平時からの職員研修等でいろんな意見が出る中、深まったと言われておりました。

では、本市において、各職員は平時から、災害がもし起こったとき、自分自身の役割を理解されておられるのか、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

飯塚市地域防災計画及び飯塚防災初動マニュアルにおきまして、この事務分掌を初め、災害対応業務を明確に示し、これを周知を行っているところでございますが、年間を通じて防災に関する研修や訓練も行い、災害や危機事態対応能力の向上を図っているところでございます。先月30日におきまして、市長を統裁官とした図上予行訓練を実施いたしまして、災害対策

本部の各班長による全班員への役割の徹底を指示いたしたところでございます。

○議長（藤浦誠一）

13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

ということは、ここ飯塚市におきましても、職員の皆さんはどの方にお聞きしても、素早く回答が返ってくると理解してよろしいですね。そのことをお聞きして安心しましたけれども、今度、時間があればお聞きしたいと、お尋ねしたいと思っております。先ほどの平群町では平時の取り組みが大事だと感じましたが、では、職員の防災に関する研修、また訓練は、現在どのような講師がされているのか、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

平成26年8月より総務部付といたしまして、防災危機管理監を任用をいたしておりますけれども、この管理監によりまして、毎年度の飯塚市防災危機管理態勢強化計画を作成をさせていただいておりますし、その管理監による職員に対する研修、訓練を実施いたしているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

では、研修や訓練の対象または回数、内容等はどのようなものなのか具体的に教えていただけますでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

本年度の研修カリキュラムの概要でお答えを申し上げます。5月に災害対策本部の部長、班長などを対象といたしまして、前年度に日本各地で発生した災害の教訓についての講義を行い、7月には、避難所運営にかかわる職員を対象に大地震避難所運営訓練といたしまして、各避難所の平面図を使用した運営職員の役割確認などのシミュレーション訓練を行ったところでございます。また8月には避難所運営に係る災害対策本部の班長等の職員を対象といたしまして、風水害避難所運営ゲームという、これを使用した避難所での状況判断や対応を学ぶ研修を行いました。今後の研修といたしましては、10月に災害対策本部の班長等の職員を対象といたしました災害対応体制に関するグループ討論形式での研修を、また来年1月にはこの災害対策本部の部長、班長などを対象とした、今年度に全国で発生しました災害や、他市の教訓についての研修を計画をいたしているところでございます。加えまして、災害対策本部の班長以上を対象に大水害と大地震の発生を想定した図上予行訓練を各1回行い、災害対応能力の向上を図ってまいりたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

これまでの職員への防災研修の対象の内容をお聞きして、大変に素晴らしいと思いますが、気になることは、班長以上や、また担当部署の方はさまざまな研修等をこれまで行われて、認識も深まっておられると感じますが、全職員の方々までは果たして伝わっているのかなという、ちょっと疑問もあります。一たび、大規模な災害が発生すれば、日ごろから訓練及び研修を受けた人でも、多少の混乱は来しかねません。研修を受けていない職員への伝達を、その研修を受けた班長以上の方が、正確に、また迅速にお伝えすることが可能なのかも若干の疑問は残り

ます。後で具体的にまたご要望させていただきますが、全職員への研修が受けられるような今後の体制をここでお願いしておきます。

次に、実際に災害が発生した場合における警察及び自衛隊等の出動などの連携については、どのようになっているのか、説明をお願いいたします。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

警察、自衛隊、消防署などの防災関係機関につきましては、災害対策本部を設置した段階で連絡員を派遣されております。災害の状況によりましては、災害警戒本部の段階で情報収集のための連絡員も派遣をされる場合もございます。

○議長（藤浦誠一）

13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

次に、災害対策本部で具体的に防災関係機関への出動を要請する動きはどのようになるのか、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

まず、自衛隊の派遣要請につきましては、これは福岡県を通じなければなりませんが、本市で災害対策本部が設置された場合、陸上自衛隊飯塚駐屯地は連絡幹部を派遣されておりますので、事前調整は速やかに行うことができる状況としております。自衛隊の災害派遣には3つの原則を満たしていることが必要でございます。1つは、「公共性」で人命や財産を守る必要性がある場合。2つ目は、「緊急性」で、差し迫った状況である場合。3つ目は、「非代替性」で、自衛隊以外に適切な手段がない場合でございます。自衛隊が持つ装備や技術でないと対応できないようなケースとなります。役割といたしましては、人命救助につながる活動ということになるかと思っております。警察、消防署に出動を要請する場合につきましては、先ほどから申しております災害対策本部に派遣されている連絡員を通じまして、要請を行うこととなります。

○議長（藤浦誠一）

13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

では次に、自助、共助の意味からも、市内全域が被災した場合、行政だけでは全体を把握するのは困難であるため、地域との連絡、連携が非常に大切になると思いますが、まちづくり協議会や自治会との連携体制についてはどうされるのか、説明をお願いいたします。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

被害の拡大を防ぐための重要な組織といたしまして、自主防災組織の設立を推進しているところでございます。土砂災害、浸水、地震などに伴う市からの情報発信や地域の被災状況などを得る際に各公民館を基本としたまちづくり協議会や自治会単位で設立されております自主防災組織や各自治会などとの情報を共有いたしまして、市民の皆さんに安心感を与え、さらに冷静な行動ができるよう連携を図っているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

では、災害が発生し、道路等が寸断され、庁舎に参集できない職員の方等は地元や地域の災害対応をどう行うことになるのでしょうか、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

災害対策本部の配備基準に基づいた参集場所に行けない場合は、最寄りの本庁、各支所、庁舎に参集することとなります。しかし、それも不可能な状況であれば、みずからの判断で地元や地域の災害対応を行うことも想定されます。その後に、道路状況等が改善すれば速やかな参集を行うこととなります。

○議長（藤浦誠一）

13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

では次に、被災者への各種証明書等の発行についてですが、大規模な災害が発生し、被害の状況把握がある程度されてきたら、次に行われるのが被災をされた方々へのさまざまな対策及び対応になってくるとお考えです。道路も通れるようになると、一斉に市役所に被災をされた皆さんが相談及び証明書発行等の申請に来られます。そこで、被災者への罹災証明書の発行についてはどのような流れになるのか。また、受付の形式は以前も言われましたけど、ワンストップ窓口で対応するのかお答えください。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

罹災証明の発行に関しましては、家屋の被害調査を行い、その結果から罹災台帳を作成いたしまして、その後、被災者からの申請が行われた場合は、罹災台帳簿を確認の上、速やかに罹災証明書を発行いたす流れとなっております。窓口の形式といたしましては、平成21年7月に発生いたしました水害時におきまして、被災者からの相談、罹災証明の発行、その他被災者への対応に関する受付を1カ所で行うワンストップ窓口を設けまして、実施をいたしております。今後もし災害が発生した場合につきましても、同様の形で実施することと考えております。

○議長（藤浦誠一）

13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

では次に、昨年起きました熊本地震規模の災害が発生した場合に、本市の現状の対応で罹災証明書を発行するまでに要する時間はどれくらい見込まれているのか、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

先ほども少し申しましたが、罹災証明を発行するには、まず家屋の被害状況等の調査を行わなければなりません。熊本地震規模の地震を想定した場合、本市の職員だけでは対応が困難で、他自治体からの応援職員も要請し、家屋の被害状況調査を実施することになるかとも考えております。この応援職員数の想定が非常に難しく罹災証明書発行までの所要時間を見積もるのは、非常に難しいものがございます。

○議長（藤浦誠一）

13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

ご答弁ですと、証明書発行までの所要時間を想定するのは難しいということですが、昨年起

きました熊本の地震の益城町では罹災証明書を発行するまでに1カ月以上かかってます。1カ月たってもゼロ件という状況でありました。ここは紙ベースで進めております。今回、私が7月に視察に行った西宮情報センターの吉田センター長が言われておりましたが、熊本全体でもう遅々として進まない証明書発行ということで、実際は熊本というところは被災者支援システムを導入されておりました。それでもそれを使用していなかったとか、立ち上げていなかったのか、もう1カ月たっても全然証明書すら発行できなかったということで、ここに吉田センター長が行かれて、職員の方の協力を得てすぐ被災者支援システムを立ち上げたところ、そこからは迅速に証明書の発行手続が一気にできていったということで、また証明書発行にかかわる職員も人数も減らすことができたということでありました。そこで、本市の現在の罹災証明書の発行システムの説明をお願いいたします。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

この罹災証明の発行につきましては、システム化には至っておりません。罹災証明の作成、それから申請、受け付け及び罹災証明書の発行の管理等につきましては、職員の手で作成いたしましたエクセルの表で管理表をつくりまして、罹災証明の発行については、ワード様式により作成をする今の現状でございます。

○議長（藤浦誠一）

13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

先ほどの益城町では1カ月以上かかっていますので、飯塚市ではそれ以上の月日が多分かかるんじゃないでしょうか。また、その発行作業に携わる職員人数もかなり多くの人数を必要とされると予想がされます。平群町の内藤係長が言われていたことが、私、心に残ってるんですけども、どういう内容かという、自治体職員は、西宮の吉田センター長は、災害が起きたときは、全て市民のためという角度なんですけれども、この内藤係長は逆の立場から、職員のためのシステムなんだということを言われていました。その先にあるのは市民の生命を守ることなんですけれども、そこで自治体職員は、災害が一たび起これば、全員が災害任務に当たらなければならない。自身の家族がもし不幸にあったとしても、通常業務以外の救助活動や罹災証明発行、また避難所の運営とか24時間体制で過酷な勤務をすることになるということで、そんなときに、この被災者支援システムがあれば、少しでも事務作業に係る負担を軽減でき、職員の過労死とか、二次災害を防ぐこともできますし、何より人間にしかできない被災者の方へのサポートに、市としても人員を割くことも、また職員を割り当てることもできますということでもあります。また、システムの導入で職員の負担を軽減することにより、本来の市民への対応が迅速になるのではないのでしょうかと言われた、そういう角度でありました。先ほども、研修等でちょっと話が合ったんですけども、平群町もなかなかやっぱり職員への徹底が難しかったとか、災害が一たび起これば、やはり皆さんも同じ人間ですので、家族もありますし、何より市民のためと思っても、なかなかやっぱり理解できない。それで平群町では角度を変えて職員が負担を減らしていくという角度から研修の話を進めたところ、職員一人一人にやはり、それが浸透していったと言われておりました。ぜひとも、やっぱり大事なことでありますので、そこも参考にいただければと思います。

では次に、昨年の9月議会の一般質問で、他市からの情報収集を要望しておりましたが、災害時のさまざまな業務管理に役立つと思われる被災者支援システム導入の検討と他市の情報収集などは具体的にどのように行われたのか、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

今、質問者が言われます被災者支援システムの導入についての他市の状況でございますけども、糸島市と、今申されました奈良県平群町から情報収集を行っております。まず、糸島市の状況でございますが、平成27年度から稼働しておられるということで、稼働後の使用状況につきましては、熊本地震に対する支援物資に関して、市民からの受付及び送付の管理業務で使用されておられまして、実際の災害時の罹災証明の発行等の業務につきましては、幸いにも災害が発生していないということで、まだ使用していないということでございました。次に、奈良県平群町の状況でございますが、平成21年度から稼働されておられまして、稼働後の使用状況につきましては、こちらも、災害が発生していないため使用はしていないとのことでございましたが、災害時には、当該システムを各業務担当者が内容を入力することで、災害対応の情報共有が図れる点が大きなメリットであり、職員研修の際に、当該システムを災害対応時に使用することの確認を行っているということでございました。本市といたしましても、このシステムの導入につきましては、その方向性を今年度中には決定したいというふうに考えておりますので、実際の災害時に使用した自治体からの情報ももう少し収集いたしまして、判断してまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

糸島市も平群町も災害が発生していないから使用していないということでありましたけれど、災害が発生しておりませんので、使用はされていないんだと思いますけども、ただ、この被災者支援システムは通常でも使用できるシステムであります。それは、今回視察に行きました西宮情報センターの吉田センター長の話では、ほかに使えることとして、1つは定額給付金に活用、また子ども手当、また臨時福祉給付金等にも活用できると言われておりました。財政担当はよくわかると思いますけれども、臨時福祉給付金に係る委託料等かなりかかっていると思いますので、このシステムが使えるれば、財源削減が可能になるのではないかと私は考えております。だから平時からも、災害が起こらないから、もう全くいらないとかではなくて、常日ごろから使えるシステムであるということはお伝えしておきます。

最後に、片峯市長にお尋ねをいたしますが、被災者支援システム全国サポートセンターが、希望する自治体に対しては、出向いて、システムについての講演及び操作説明を行うとのことですが、市長みずから吉田センター長に要望して、市長を筆頭に、市の係長以上での研修会を開催してはと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

今、議員申されました被災者支援システム全国サポートセンターからの研修会の関係でございますが、これにつきましては、本市が導入を検討する上でも参考になるものというふうに理解をいたしております。さきに防災担当課のほうを受講の依頼を申し上げたのでございますけども、少人数では開催は難しいということでございました。そのことから、まず防災関係担当者のほうで、システムのデモ研修と、先ほど申しました導入市の視察等を実施したいというふうに考えております。また、そういうことをいたすとともに、市長を筆頭ということで申されましたけども、災害対策本部の職員、これはもちろん市長も入っておりますけれども、この職員を対象といたしました、この講演の依頼等については十分検討したいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

答弁だと、サポートセンターに担当課が要請をしたけども、人数が少ないから、との返事で断られたということでありましたけども、多分、防災担当課の職員だけで受講する旨を伝えただけではないかと思われます。実際に、私は吉田センター長にお会いしてお話をお聞きしてきましたが、少人数だからだめだとは言われておりませんでした、当日。センター長が言われておったのは、もう数年以上前から、全国の出前講座というのは回られておるんですけども、自治体のトップからの依頼と担当部署からの依頼とでは講演後の意識が全く異なる。担当課だけで受けても、その後、各自治体ともトップが必要ないと判断されれば、システム導入につながらないし、逆にトップみずからが受講された自治体は、必要性を認識され、導入されているとのことでした。だから今回、私は、飯塚市としても正式に呼んでいただき、ぜひ市長にも受けていただきたいという思いで今回質問させていただきました。私もこのセンター長から2時間みっちりお話を聞いて、さらに意識を変革して帰ってまいりました。そのセンター長が言われてるんですけども、これも担当課のほうにコピーしてお渡していますので、ぜひ読んでいただきたいと思うんですけども、自治体は災害時に住民を救うことが使命となる。したがって、自治体のリーダーは部下にそのためのツールを与える義務があるということと、また最後に、東日本大震災で失われた多くの命や、生じた大きな被害を取り戻すすべはない。しかし、この震災の教訓を忘れることなく、我々の社会や自治体をよりよくしていくためのきっかけにすることは今からでも可能である。今後もさまざまな形で災害や事故が起こるかもしれない。それでも我々はそのことについて絶望したり、諦めたりする必要はない。我々は苦い反省や教訓を噛みしめつつ、理想を抱き、進んでいくことができるし、そうしなければならない。そして、そのために行動を起こすのはいずれではなく、今現在である。誰かがではなく、あなたがである。生き残った私たち一人一人が今回の大震災の教訓と反省を心にとどめ、生かし、よりよい社会をより強い社会を一步ずつであっても、築き上げていくことが犠牲になられた多くの命に報いることになると思っているということを言われておりました。最後になりますが、飯塚市の笑顔あふれる未来のために、この被災者支援システム導入及びセンター長の講演をしていただきたいと、最後にまた、強く要望いたしまして、この質問は終わります。

では次に、2つ目は、中学生、高校生へのピロリ菌対策についてを質問させていただきます。これまでピロリ菌対策については、折りあるごとに、何度も何度も質問をしてきましたが、あと少しのところ、天の声か何かわかりませんが、納得のいく結果になってこなかったので、もう今回ははっきりしたお答えを期待しております。また、細かな説明は、これまで何度も質問させていただきましたので、省略いたしますが、胃癌対策としてピロリ菌を除菌することが、私は有効だと考え、より多くの方に除菌していただくために、市として助成事業の要請を行ってきました。このことは、医療費の削減にもつながる施策だと考えていますが、本市のピロリ菌対策の現状、またその考えについて、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

これまでの現状でございますけれども、日本では全人口の50%、40歳以上では70%、50歳以上では80%の方が、ピロリ菌がいると言われております。また、このピロリ菌の感染が長くなりますと、萎縮性胃炎になりやすく、また、そのことでがんになりやすいと言われております。しかしながら、ピロリ菌の保菌のみで、自覚症状はございませんので、検査を受けない方も多く、感染していても、放置される方が多くなっているのが現状でございます。平成27年度から医師会の検診検査センターにおきまして、市の集団検診の際に、胃がんリスク健診という形で実施がされておりますけれども、検診者の数、これは平成27年が64名、平成28年が16名にとどまっているのが現状でございます。当然これ以外に、自主的に検査、

除菌をされている方も多くおられると思いますけれども、助成制度の検討とともに、まずは、市民の皆様にもピロリ菌について知っていただくことが必要と考えておりますので、今後イベント等におきまして周知活動を行い、多くの方にピロリ菌について正しい情報を知っていただきたいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

ピロリ菌除菌に関する助成事業の実施につきましては、これまでも何度も、また先ほど言いましたけれども、質問し、また要望も行ってまいりました。3月議会での質問に対しては、市長から問題点の洗い出しをしながらでも、前向きに検討していきたいと思っておりますとの回答がありましたが、その検討状況について教えてください。

○議長（藤浦誠一）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

先ほどの感染率で言いますと、本市の人口が約13万人でございますので、約6万5千人の方が保菌状態にあるというふうな数字になります。それだけの数の検査、除菌に対する助成を行う場合、どの段階で助成を行うか、また、その費用とともに、研究はいたしておりますけれども、どのような助成事業がよいかという制度設計が難しい状況でございます。先ほど申しましたように、医師会での検診検査センターが市の集団健診の際に胃がんリスク健診を行っておりますけれども、先ほど申しましたように少数にとどまっております、その理由等の分析も必要というふうに考えております。胃がんリスクの減少による健康寿命の延伸、また医療費の削減の観点から、ピロリ菌除菌、これは有効な予防医療の1つであろうと考えておりますので、その対策につきましても、効果的な方法につきまして継続して検討していきたいというふうに思っております。

○議長（藤浦誠一）

13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

今のご答弁ですと、私の3月議会での質問の要望の答えになっていないのではないかなと思います。私が、昨年の9月、また3月で言ったのは、リスク検診を全額自己負担をして、検査し、ピロリ菌除菌が必要な方、発見された方にその除菌費用となる約1万円を助成できないでしょうかということを3月議会でもお願いをしたわけでありまして、今の答弁ですと、飯塚市の人口約13万人でその半分の6万5千人いるからとかではなかったのではないかと私は思います。要望の答えにはなっていないということを指摘しておきます。

それでは、少し視点を変えて質問をさせていただきます。世界保健機構（WHO）は2014年、胃がんの8割はピロリ菌感染が原因とみなされるとして、各国の除菌などの検討を進める報告書を発表されております。日本ヘリコバクター学会では、この夏7年ぶりに改定したガイドラインの中で、中学生以降では早期の除菌が望ましいと提言をされております。また、感染のほとんどが5歳までに感染し、若いうちに除菌を行うことが効果的とも言われております。全国的に見てみると、中高生へのピロリ菌検診は厚生労働省研究班の2015年の調査で、北海道や兵庫県内などの自治体で実施されるなど、近年拡大をしております。また最近では、九州でも実施されている自治体が増加しております。そこで、今言ったような先進地では既に中高生への対策を行っているようですが、本市での取り組みについて何か行っていることがあるかお答えください。

○議長（藤浦誠一）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

中高生への取り組みというご質問でございますけれども、中高生を対象とした健診等には行っていない現状でございます。

○議長（藤浦誠一）

13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

北海道では、北大によるピロリ菌研究が盛んなことを背景に、道庁の16年末時点の調べでは、37自治体が実施、8自治体が実施予定で、道内の4分の1に広がっているようです。

それでは次に、九州の佐賀県が県内全域で中学3年生を対象にピロリ菌検査を実施しておりますが、佐賀県を含めた先進地の取り組みについては御存じでしょうか、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

取り組みでございますけれども、佐賀県の取り組み、先ほど説明されましたように、九州でも少しずつ実施する自治体があらわれております。佐賀県の例で申しますと、平成28年度から県内の中学3年生全生徒を対象に実施されております。具体的な内容でございますけれども、佐賀県におきましては、受診は任意でございますけれども、保護者の了解が得られた生徒について、検診時に採取しました尿を調べまして、感染の疑いのある場合、検便による確定検査、その後、感染がわかった場合につきましては、希望すれば、自己負担なしに除菌、治療を行うことができるというものでございます。また今年度からは、鹿児島県において、これは高校1年生対象でございますけれども、実施がされているようでございます。こちら保護者の同意をとりまして、1次検査、これは同様の尿検査でございますけれども、1次検査を実施しまして、陽性判定があった生徒につきまして、医療機関での2次検査、その後の除菌、治療という流れになっておりますけれども、鹿児島県の場合は、2次検査以降につきましては自己負担となっております。それ以外に身近なところでは、別府市においても行われているという情報でございます。先ほど質問者言われますとおり、全国的にも少しずつ広がっている状況でございます。

○議長（藤浦誠一）

13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

紹介いただいた中で、佐賀県の取り組みというのはもう参考になると思っております。この中で、佐賀県のお母さんが言われておったんですけども、中学3年生の息子さんは今年度始めたそのピロリ菌検査で陽性の反応が出たということで、この夏、除菌のために抗生物質等4種類の薬を朝夕2回、1週間服用し再検査で除菌ができたという確認がされたという。費用は、県の負担であって、お母さんは再感染はゼロではないが、胃がんにつながる要因を若いときに消せた。自己負担だとなかなか受ける機会がなく、下の子もいるので事業をこのまま続けてほしいと言われておりました、また、佐賀県が全国的にも胃がんの死亡率が高いということもありまして、県から事業を委託されている佐賀大学の垣内氏は、結果がわかるのは、30年、40年後になるが、胃がんにかかる人を減らすのが目的であるとも言われております。

そこで、次に、実施自治体によって対象年齢の違いがありますが、その違いは何かあるのでしょうか。また、中学生と高校生とでは違いがあるのか、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

先ほどから説明しますように、基本的には中学生の後半からが多いようでございますけれども

も、薬剤量につきまして、中学校2年から3年生になれば成人量でもよいというふうに考えられていますため、それ以上の年齢が対象になっているかというふうに思っております。したがって、中学生2、3年生であっても、高校生どちらであっても可能というふうな判断でございます。

○議長（藤浦誠一）

13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

本市の実施可能性を考えると、中学生と高校生ではどちらがよいと考えておられますか。

○議長（藤浦誠一）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

本市が単独で実施する場合というご質問でございますけれども、高校の場合は、所管が県でありまして、市域を越えて通学をしている生徒が多くありますことから、対象は難しいというふうに思っております。市が単独で実施するという形になりますと、中学生は義務教育課程でございますので、中学生がするとすれば対象になるかというふうに思っております。

○議長（藤浦誠一）

13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

本市が中学生を対象に、ピロリ菌検査及び、除菌治療を行った場合の費用はどれぐらいかかるのか、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

先ほどの佐賀県の予算を説明させていただきますと、佐賀県の場合は、先ほど説明しましたけれども、1次が尿検査、疑いのある方について2次が便検査、その後、1次治療の後、判定検査を行いまして、判定検査の場合、除菌がなければ2次治療まで佐賀市の場合は予算を組んであります。その後の判定検査、そこまでの予算が佐賀県下9千人の中学生生徒で予算額が2570万円となっております。佐賀県の単価を用いまして、同様の率によりまして、概算の本市の費用を算出しますと、本市の中学3年生、約千人でございますので、単純計算でございますけれども、285万円程度になるかと推定いたしております。参考ですけれども、学校の検査を現在、飯塚医師会に委託しておりますけれども、飯塚医師会では、尿検査によるピロリ菌検査は行っていないということです。正確な金額は不明でございますけれども、便検査の場合は単価1570円、血液検査の場合は単価864円で可能という回答は受けております。またその後の除菌治療に当たりましては、単価約9千円。その後の判定検査で約6300円という回答でございます。具体的には、そういうことになりますと、その金額の詳細につきましては、医師会等と協議していくということになるというふうに思っております。

○議長（藤浦誠一）

13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

では、市が中学生を対象に、ピロリ菌対策事業を実施する場合、学校、教育委員会の役割、業務、そして事業の留意点としてはどのようなものが考えられますか、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

現在の本市の学校検診での尿検査、これは学校保健安全法施行規則に規定されております尿

中のタンパク及び糖などの検査を実施しております。他市の事例もそうでございますけれども、学校検診の項目以外の検査でございますため、市が主体となって事業を実施することになります。学校では1次検査のための同意書の回収と1次検査結果の配付のみとなり、保護者からの問い合わせ等につきましては、市のほうで行うことになるというふうに考えております。新たな検査の実施に当たりましては、何より生徒や保護者が納得し、そして安心して受けられるようにすることが重要なことだと考えております。そのため、事業の留意点といたしましては、市は事前に保護者及び教職員への説明会を実施しまして、その中で希望者のみであること、検査の内容、除菌に対する副作用、秘密保持等を十分説明していく必要があるというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

私も慎重に、リスク、メリットまたはデメリットをしっかりと親御さんたちに説明するというのは必要だと考えております。では、今後の予定ということで、実施する自治体がふえていることから、中学、高校生のピロリ菌対策は、将来のがん予防に有効だと考えます。愛知医科大学の菊池教授は、中学生の検査は高い受診率が期待でき、全国に広がれば、新たな感染を防ぐことができる。胃がんのリスクが高い人もわかり、胃がん検診の対象者を絞ることも可能で、医療費の削減にもつながると話されております。対象者数も中学3年生とするならば、本市の場合であれば、検査で約千人程度であり、感染者も50人程度だと推測できますので、財政的にも負担も少なく、将来のことを考えて、ぜひとも飯塚市にもこの制度を導入していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

今、質問者が言われますとおり、がん予防の観点から、ピロリ菌の対策は有効な対策の1つで、中学生を対象とした除菌、いろいろ副作用等の問題もございますけれども、言われますとおり、効果としては、将来的なものでしょうけれども、財政的な負担も少ないというふうには考えております。今後につきましては、医師会、また保護者の方々の意見を十分伺う必要があるとも考えておりますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。市としまして、今までも質問議員、要望もされておりますけれども、どの年代層に当てて、どのような対策を講じていくかという制度の整理も必要かというふうに考えております。繰り返しになりますが、まずは市民の皆様、特に胃がんの発症が懸念される年代層にピロリ菌について知っていただくことが必要と考えておりますので、多くの方にピロリ菌について正しい情報を提供し、知っていただき、受診を促したいというふうに考えておりますし、あわせて、今、質問者の提案につきましても、研究していきたいというふうに思っております。

○議長（藤浦誠一）

13番 守光博正議員にお知らせいたします。発言残時間が3分を切っておりますので、よろしく願いいたします。13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

今のご答弁で、どの世代というか、どの年代にということがありましたけれども、私これまで成人以上はずっとしてきておりますので、今回角度を変えて、中学生ということでありましたので、ご理解いただきたいと思いますんですけども、最後になりますが、日本の場合、がんの4分の1は感染症だと言われております。中でも胃がんは、原因がほぼピロリ菌感染だとほぼ証明されております。今、全国の自治体では、医療費削減の対策は予防が大事だとさまざまな取り組みをされております。胃がんは原因がはっきりしているのだから、そこに集中的な対策をす

るのが私は大事なことだと考えております。九州では先進的な取り組みをされている佐賀県の山口知事は、昨年7月に早期胃がんの手術を受けたそうで、県議会で言われたのが、本人にとどまらず、周囲の大人たちへのがん理解の促進や検診のきっかけになればとのことで、また、そこで言われたのが、胃がん予防は子どもたちへの将来の贈り物とも言われています。実際に佐賀県では、生徒の感染を契機に自費で検査、除菌を受けた保護者もおられるそうです。片峯市長にも、胃がん予防は飯塚市の未来ある子どもたちへの贈り物と言っていただけるように、これから先も実現するまで、ピロリ菌除菌に関しましては、質問をし続けることをここで宣言いたしまして、私の今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤浦誠一）

暫時休憩をいたします。

午前10時54分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（藤浦誠一）

本会議を再開いたします。25番 勝田 靖議員に発言を許します。25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

通告に従って、質問いたします。

新学習指導要領について質問します。現行の学習指導要領は2008年、平成20年に改定されたものを使用していると思います。そこで、次期学習指導要領が、小学校では2020年、中学校では2021年から全面实施される予定になっていると思います。

まず最初に、本年、2017年3月31日に文部科学省より告示された新学習指導要領の改訂に至るまでの流れについて説明を求めます。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

学習指導要領は、全国的に一定の教育水準を確保する等の観点から、国が学校教育法等の規定に基づき各教科等の目標や大まかな内容を定めているものでありまして、児童生徒に指導すべき内容が示されております。学習指導要領は社会や学習課題の変化を受けて、およそ10年ごとに改定されてきました。今回の改定では、生きる力の育成をさらに充実させることが目指され、学力においては、「基礎的な知識・技能」、「思考力・表現力」、「主体的に学習に取り組む態度」という学力の3要素のバランスのとれた育成が重視されました。このたびの新学習指導要領の改定は、平成26年11月に次期教育課程の改定について中央教育審議会での審議が始まり、平成28年12月21日、審議会答申が出され、今回の改定に至っております。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

そうですね。学習指導要領は全国的に一定の教育水準を確保するという大きな狙いがあると思います。だから、実質的に教育の機会均等が保障され、子どもたちが全国のどこの小中学校へ転校しようとも、学ぶ内容については差が見られないようになっているわけです。そして、国が学校教育法に基づいて定める大綱的な基準となり、各学校はこの学習指導要領を使って自校の教育課程を編成し、指導計画を立て、実践していくために最も重要なものだと理解しております。

では、今回の次期学習指導要領の特徴は、一体どんなところにあるのでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

新しい学習指導要領では、2030年ごろの社会のあり方を見据え、予測困難な時代に子どもたち一人一人が未来のつくり手となるために必要な資質、能力を育むことが重視されています。具体的には、何を知っているかだけでなく、どのように学ぶのか、何ができるようになるかを意識した学習指導として、主体的・対話的で深い学びを通して生きる力を育むことが期待されています。また、このほかには小学校における英語の教科化を初め、ICTを活用した教育の推進、キャリア教育の充実等が重視されていることが今回の特徴として挙げられています。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

本年3月に文部科学省から告示として示された学習指導要領の特徴としては、今、部長答弁のとおりだと思います。私はもっと違う角度から理解しているんですが、それは、今回の特徴は、社会に開かれた教育課程の実現や、そのためのカリキュラム・マネジメントの実現、アクティブラーニングの視点からの学習課程の改善の方向性が示されているのが大きな特徴だと思います。

そこで、先ほど部長が答弁されたように、小学校における英語の教科化が、今までの小学校課程の中に組み込まれていなかったものが、初めて組み込まれるようになったという内容も、今回の大きな特徴の一つだと思うわけです。つい先日の報道機関の情報によりますと、文部科学省は、外国語活動の前倒しに充当する時間、つまり授業時間は総合的な学習の時間の一部で賄うプランを打ち出していました。また、土曜日や夏休みなどを使うなどして英語活動の時間を捻出せよとも言っていました。さらに文科省は次期学習指導要領については、量を減らさず質を改善すると説明していたにもかかわらず、質より量を優先したと言わざるを得ません。そこで、文部科学省では、6月末だったと思いますが、小中学校の次期学習指導要領の移行措置についてのパブリックコメントを約1カ月、意見公募をしていたはずですが、この件について、市教委はどのように受け止めていますか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

今回のこの意見公募に対しましては、1万1210件の意見が寄せられまして、国民の関心の高さを実感しております。公表された内容を見ておりますと、学習内容や授業時数のあり方、学習指導要領の示し方、小学校における外国語教育、また、部活動等への意見、回答がございまして、市の教育委員会といたしましても、これらの内容に対して注視していく必要があると考えております。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

学習指導要領は1947年、昭和22年に、この当時は告示の形ではなく、試案として、教師の手引き書として出されて、今日まで部分改定含めて9回の改定が行われてきました。そのたびに教育現場では授業時数の確保が言われ、必死で教育内容の厳選を行ってきたり、授業時数の確保に努めてきたという現実があるわけです。各学校においては、年間の指導計画を作成し、教育課程を編成するときに、授業時数の確保等については最も頭を抱え、取り組んできたはずですが、

お隣の嘉麻市では、ことしから2学期を1週間繰り上げてスタートしたと聞いております。これは1週間で35時間余りの時間が確保できるわけです。もちろんこの背景には、嘉麻市の全小中学校にはエアコンが設置されているという好条件、教育環境条件があるからだと思いますが、そこで、市教委として2020年からスタートする外国語活動の時数確保についてはどのように予定をしているのでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

新しい学習指導要領では、小学校3年、4年に新たに外国語活動を年間35時間実施することとなっておりますため、週当たりといたしまして、1時間の授業数の増、5、6年生はこれまで外国語活動として年間35時間取り組んできておりましたので、この授業を英語科として年間70時間実施することとなります。このため、同じく週当たり1時間の授業数が増となっております。授業時数の増加に伴う時間数の確保の方法といたしましては、今3つ考えておりますが、1つは、時間割りのコマ数を1時間ふやすこと。2つめは、10分から15分の帯時間を使って分割して実施する、いわゆるモジュール方式。3つ目は、文部科学省が移行期間の措置として提示しております、総合的な学習の時間での一部実施等の方法を現在考えております。飯塚市教育委員会といたしましては、先ほど述べました3つのいずれかの方法、もしくはそれらを組み合わせる等して、1日における授業時間の組み方や週時間割りの組み方を検討し、2年間の移行期間を経て、2020年度からの全面実施が円滑に進みますよう、今年度に時間確保の方法について、各学校に示していきたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

今年度中に時数確保の方向については各学校に示していきたいというような方向性を出していただきましたので、ぜひ実施していただきたいと思います。そこで、本市では夏休み期間中に定例日の出校日とは別に、夏休みの終わりのほうに2日から3日ぐらいの登校日を決めて授業等を行っているといったものがあるんですが、そういったものを拡大するというような考えはないのでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

現在は夏休みを短縮して授業時間を確保するという方向性は、まだ具体的には考えておりません。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

それも今から計画的に、エアコン設置もあるでしょうから。しかし今、特に現場では、小学校5年生が一番授業時数が目いっぱいなんです。3、4年生あたりは若干の余裕があるんですけどね。だから、そういったことを考えると、5、6年生の70時間という、週当たり2時間を確保するというのは、とてつもない、頭をひねらないと出てこないんですよ。ぜひ検討していただきたいと思っています。

全国で英語教育改革が待たなしで進められているようですが、私は一般質問でも提起させていただきましたが、教育現場では教職員の超過勤務の実態が凄まじく、多忙感、疲労感が蔓延している状況があります。小学校の教師で英語の副免許を所持している教員は、恐らく数えるぐらいしかいないのが実情ではないかと思います。となると、今後当然のごとく英語の

専科教員や英語科指導教員等のリーダー育成や養成に力を入れていかねばならないと思います。そして、最終的に一人一人の先生方に、少なくとも簡単な英会話等の技量を取得させねばならなくなるでしょう。そこで、市教委としては、この英語教育に対する課題解決に向けて、計画的な英語教員の育成方法や研修計画はお持ちなのでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

外国語活動を推進するに当たっての課題は、ご指摘がありましたとおり、教員の英語力、指導力の問題と考えております。この課題解決に向けまして、飯塚市では、教員の指導力の向上を図るために小学校外国語活動担当教員及び中学校英語科全教員を対象にいたしまして、英語教育推進に係る研修会を実施しております。ここでは、グローバル化に対応した新しい英語教育の方向を周知し、理解を図るとともに、授業の実践発表やワークショップ等を通して教員の英語指導力の向上に努めております。また、文部科学省の英語教育推進リーダー養成研修に、この３年間で中学校から２名、小学校から１名を参加させておりまして、地域で核となって英語教育を推進していく英語教育推進リーダーの育成を図っております。そのほかにも、この英語教育推進リーダーと各学校の外国語活動推進教員が参加する、小学校英語教育連絡会において、新しい英語教育の指定に基づいた具体的な指導法の改善を検討、確認しております。

○議長（藤浦誠一）

２５番 勝田 靖議員。

○２５番（勝田 靖）

もう既に教員の英語の指導力向上のための研修に取り組まれているというのを聞いて、少し安心しました。ただ、この英語教育に関しては特殊な教科にもなりますし、一部の先生にだけしわ寄せが来ないように、また、上学年を持つと英語教育が導入されるので、上学年の希望者がいなくなったといったことにならないよう、しっかり情報管理とともに対応していただくことを指摘しておきたいと思います。今後２年間の移行研修期間中で教員の抱える英語の抵抗感をなくし、教員一人一人の英語教育指導の不安を払拭させるような研修計画のもとで育成していくことが、飯塚市内の各学校で英語教育が定着並びに発展していくことになると思うわけです。したがって、子どもたちだけが英語に慣れ親しむのではなく、教師自身も英語に慣れ親しみながら、不安解消を図りつつ、自信を持って指導に臨んでもらいたいものです。そういった考えのもとで、研修を進めていくお考えはありますか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

教員の不安解消を図りつつ、自信を持って指導ができるようにするためにも、先ほどご説明させていただきましたとおり、各学校で核となって英語教育を推進する教員の育成を組織的、計画的に進めております。英語教育推進を担う教員が日常的に他の教員に英語教育の指導のあり方などを具体的に伝え、また支援していくことで、教員の不安解消を図りつつ、自信を持って指導ができるようにするための体制を構築していこうと考えております。また、このほかには本年度、伊岐須小学校が作成をしております小学校１年から４年生までの小学校英語活動資料を全学校に配付、周知しておりまして、学校での活用を図っているところでございます。この資料を活用することで、準備等の時間を削減し、負担感なく授業を行える環境整備を図っている状況でございます。

○議長（藤浦誠一）

２５番 勝田 靖議員。

○２５番（勝田 靖）

では、再確認させていただきます。教員の抱える英語に対する抵抗感や教師一人一人の不安を払拭させるような研修計画のもと、計画的な育成に当たってほしいというふうに考えるわけですが、いかがでしょう。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

繰り返しのご案内となりますが、各学校で核となりまして英語教育を推進する教員の育成を組織的、計画的に進め、教員の抵抗感や不安感を払拭しながら、計画的な教員の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

今、部長答弁にありましたように、各学校で核となって英語教育推進をする教員の育成を組織的、計画的に進め、教員の抵抗感や不安感の払拭並びに計画的な育成にぜひ取り組んでいただきたいと思います。

本当はもっと早い段階で質問すべきだったのですが、2020年からスタートします次期学習指導要領における英語教育の目標はどうなっていますか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

小学校外国語科の目標は、「外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通してコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成すること」となっております。一方、中学校外国語科の目標は、「外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、簡単な情報や考え方などを理解したり、表現したり、伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を育成すること」と示されております。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

小中学校ともに目標の中で、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通してという文言がありました。つまり、今回の次期学習指導要領では、より対話的な言語活動を重視して、話す技能を高める授業改善が求められているのだと私は思います。また実際、授業のどこをどのように変えていけばいいのでしょうか。授業の基本を全て英語ですることがよいのか、児童生徒が身につけるべき語彙数をふやす手だてや仕掛けを多く取り入れる必要があるのか。また、英語を指導する教員や担当者の語感を磨く必要があるのか。これがいわゆる研修の内容そのものになるのだと思います。したがって、英語の教科担当者任せや小学校英語教育連絡会のリーダー任せにするのではなく、市教委が主体性を持って研修内容や回数等にも工夫、改善を加えて開催すべきだと思っておりますが、いかがでしょう。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

英語教育を推進していく上で、教員の抱える英語に対する抵抗感や教員一人一人の不安を解消しつつ、次期学習指導要領における英語教育の目標達成に向け、研修の工夫や改善を図ることは重要なことであると捉えております。教育委員会の研修の回数や、また内容などにつきま

しては、小学校英語教育連絡会において検討し、さらなる工夫や改善を加えていきたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

これはぜひ、研修内容とか回数等については、工夫、改善を加えていってください。よろしくお願いいたします。

学習指導要領の改訂はほぼ10年おきに実施されているようですが、改定のたびに、先ほど申しました教育現場では急激な制度改正や多忙感、そういったものが押し寄せてきているのが実態です。学習指導要領をもとに教育課程編成をするのは各学校で、地域の特色や子どもの実態等に照らし合わせ、編成し、実施していくべきものなのですが、特に今回のように英語科という教科が加わり、指導する側の教師が躊躇してしまうといった実態の中ですので、非常に心配しております。本日の部長答弁の中では市教委としての具体策といったら、余り私は感じられなかったもので、私の一つの簡単な提案ですが、それを述べさせて、この質問を終わりたいと思いますが、英語を教える側として、外国籍の英語指導員とか学校の教員だけにこれは任せるべきでは、僕はないと思っています。そして、地域や校区内の方で外国語に極めて堪能な方は結構存在しているんですね。そういった方々を授業の支援者だとか、補助者、協力者といって活用するといった方法もとれないかと思うわけです。そういう手法こそ、今の教育現場に必要な補助定数ではないでしょうか。財政難であるからこそ、もっと汗や知恵を出して取り組み、数年後には、外国人に子どもたちが出会ったとしても、憶することなく、子どもたちが外国の方とコミュニケーションを自然体でとれているといった光景が伺えることを願って、この質問を終わります。

次に、部活動指導者についてですが、まず、外部指導者の指導員の実態についてお尋ねいたします。その前に一つ確かめておきたいことがありますので、お尋ねします。

飯塚市内の中学校の教職員は、全て何らかの形で部活動の顧問をしているのでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

基本的に飯塚市内の中学校の職員は、特別な事情がない限り部活動の顧問、もしくは副顧問を担当しております。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

つまり中学校の全教職員が、何らかの形で部活動に携わっているということで理解していいんですよね。では、本年3月14日に文部科学省は部活動指導員の規定を新たに設ける学校教育法施行規則の一部を改正する省令を公布し、その結果、中学校における部活動指導が大きく変容する可能性が出てきたと思うわけです。そこで、本市でのこの制度に関する考えといいますか、姿勢について質問してみたいと思います。

まず、本市では部活動の指導者として外部指導者を取り入れ、中学校の部活動の支援を行っていると聞いておりますが、飯塚市として1校当たり何名ぐらいの外部指導者を活用している実態があるのでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

平成29年度は10名の方が部活動の外部指導者として登録をされ、市内の7つの中学校に

において部活動の指導を実施していただいております。その種目といたしましては、バスケットボール、バレーボール、剣道、柔道、野球、陸上でございます。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

今の答弁をお伺いしていますと、現段階においては、スポーツクラブばかりのようですが、文化クラブの吹奏楽とか美術等のクラブではないということでしょうか。

では、中学校の部活動にこういった外部指導者を導入するようになった経緯を説明していただけますか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

平成23年度まで県の補助事業であります体力アップアドバイザー派遣事業というものがございましたので、こちらを活用しまして、外部指導者を導入していましたが、平成24年度からはこの事業が廃止となりましたために、現在に至るまで市費によりまして同様の事業を継続実施している状況でございます。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

では次に、中学校が部活動の外部指導者の方々を活用する際の手続等はどのようになっているのでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

前年度に各中学校へ外部指導者活用の希望調査を行います。年度が明けまして、正式に該当者を外部指導者として認定いたしまして、部活動中のけがに備えたスポーツ保険へ加入手続等を行っております。その後は各中学校により、指導活動を行った翌月に活動の報告を提出してもらいまして、活動日数に応じて謝礼金をお支払いしております。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

手続は理解いたしました。それでは、市教委が適切な外部指導者を導入、もしくは配置する際の基本的な考えはどういったことになりますか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

外部指導者の適切な導入には、一定の研修が必要であると考えております。現在、外部指導者は各学校におきまして、生徒理解に基づく指導方法や安全面の配慮事項等について研修いたしまして、部活動の指導に当たっていただいております。今後は、スポーツ競技団体や芸術団体等が主催する研修会の活用についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

適切な導入には一定の研修が必要であると考えているということですので、今現在、外部指導者の方に対して研修というのは実施されているんですね。この部活動指導者の研修は、私は

絶対必要と考えていますので、しっかり実施していただきたいと思います。なぜなら外部指導者がかつての部員で、小学校のころ所属していたスポーツ団体のコーチであったり、監督だったり、そういった方が部活動指導者になって、学校の顧問教師に注文をつけたり、指導法に異議を唱えたりして、部員が誰の指導を受けたらいいのか戸惑うような問題等も幾つも発生したというのを聞いております。その結果、部活動指導者を辞めていただいたというような話も伺っております。したがって、基本的な考えをしっかりとって対応していただきたいと思っております。

次に、先ほど活動日数に応じた謝礼金を支払っているといった答弁がありましたが、各学校で導入しています外部指導者の勤務体系や報酬等はどうなっていますか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

外部指導者は、基本的にはボランティアですので、特に勤務形態などの決まりはございません。1回2時間程度担当された部活動において、その部活動の教職員の顧問と連携を図りながら指導を行っていただいております。謝礼金につきましては、部活動指導1日を1回といたしまして、1500円を支給基準とし、また、月4回、年間28回を上限として、謝礼金をお支払いしております。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

この外部指導者の報酬に関しては、ぜひ改正に向けて取り組んでいただきたいということを強く要望しておきます。なぜなら今回の改正により、正式な外部指導者は公式戦のベンチ入りや引率、指導等も可能になっているはずです。そして、これは顧問教師にとっても、大きな補佐役として活用できるだけでなく、顧問教師も休む機会が与えられるということなんですね。もちろん予算との関係もありますので簡単には進まないかと思いますが、前向きに予算化していただきたいということをぜひお願いしたいと思います。

最後の質問になりますが、今回の改正によって、部活動指導員にとって指導しやすくなったといえますか、利点等があるでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

先ほど議員からご紹介もございましたとおり、平成29年3月14日にスポーツ庁、文化庁、文部科学省より通知がございまして、従来の外部指導者よりも多様な任務内容を司る部活動指導員を任用し、学校における部活動の指導体制の充実が図られるようにすることが示されております。具体的には、部活動指導員の具体的な職務内容や、校長が部活動指導員に部活動の顧問を命じることができることなどが示されております。これによりまして、部活動指導員は、実技指導に加え、部活動の管理運営、保護者等への連絡、また大会への引率などが可能となりまして、結果といたしまして、先ほどご指摘のございましたとおり、教職員の負担を軽減していく利点があると考えております。現在、本市におきましてはこの形態での部活動指導員の任用は実施しておりませんが、今後、県の動向や、また近隣の市町村の対応を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

今回、部活動指導員についての質問をいたしましたけれども、今回のように教職員以外の方

が部活動指導員として正式に導入するような、そういう法制化をしたのは、いろんな諸条件があったと思います。しかし明らかに中学校の教職員の部活動の指導が超過勤務に大きな影響を及ぼしているという事実も要因の一つであると考えています。確かに部活動制度が抱える問題は超過勤務のほかに、教員の長時間労働による疲労、そして教員のスポーツ経験有無を考慮することなく、顧問に充てるといったこと、さらに同じ全教職員に割り当てられる部活動の顧問でも運動部と文化部ではその負担が大きく異なっている。そして最後には、保護者等からの過度な期待やプレッシャーで練習を休みにできない等、まだまだたくさん問題点が存在するのかもしれません。さらに一番心配しているのが文部科学省のことですから、部活動の指導員の身分、任用、勤務形態、報酬等についても、恐らくこれから先、教育委員会ごとに明文化して適切に運用していきなさいといったような指示が来るのではないかなと、それを危惧しております。確かに、県の動向や近隣市町村の対応を注視して検討するのも一つの案だと思います。と思いますが、飯塚市が他の市町村に先駆け、具体的な方策を提示し、運用していくことを私はお勧めしたいと思います。教育長、私の最後の、要望的な質問なのですが、教育長としては、この点に関してはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

教育長。

○教育長（西 大輔）

今、質問のやりとりをずっと聞きながら、学ぶべきところもいっぱいございました。中学校の部活動が、今言われましたように、教員にとってはかなりの負担になっているのではないかとことは考えております。その負担を少なからず解消するためにはどうしたらいいかということが、今ずっと続いてたわけですが、私といたしましては、ずっと部活動やってきましたので、部活動がやはり教育的な効果、それが非常に大きいというふうには理解しています。それでもやはりなかなか難しい面もあって、先ほど申されましたように、自分の専門外の担当をしたりとか、そういったこともございますので、それがまた負担になっているということで、今度の法改正によって外部指導者が導入できるということで、導入が進むというふうを考えておりますので、それを推進したいと考えております。また今、運動部活動だけの導入になっておりますが、これも特に吹奏楽等は専門性を伴いますので、それに関する外部指導者も入れることも、今後、検討していかなければならないというふうにも考えておりますし、とにかく私自身は、教員の超過勤務といいますか、過重労働、それを心配しておりますので、そのことに関しましても、少なくとも解消したいと考えておりますので、今後、また検討させていただいて、前向きに検討していきたいというふうには考えております。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

力強い、前向きな意見をお伺いしたので、ちょっと安心しております。

最後の質問事項に入りたいと思います。児童虐待防止についてです。2017年度、児童虐待最多12万2578件という見出しで、全国各地の至るところで幼い子どもたちが保護者や里親等から深い心の傷を負わされ、苦しんでいる実態が新聞紙上で報道されています。一番に子どもたちが虐待を受けないような環境づくりをしていくことが急務だとは思いますが、社会全体で子どもを育てる意識の高揚も図っていく必要があるのだと考えます。

そこで、児童虐待防止等に関する法律、つまり児童虐待防止法が平成12年11月に施行されて以来、何度か法改正が行われたと思います。現在の児童虐待防止法の内容はどうなっていますか。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

児童虐待の防止等に関する法律、いわゆる児童虐待防止法は「児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことに鑑み、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資すること」を目的として、平成１２年１１月に施行され、その後、平成１６年、平成１９年と法改正が行われておりまして、平成２８年６月には児童福祉法とあわせて法改正が行われております。また、その概要といたしましては、まず児童虐待について早期発見の努力、児童虐待の通告義務、児童虐待に対する強制調査、児童虐待に対する警察の介入、被虐待児童への保護者の接触制限等が挙げられるところでございます。

○議長（藤浦誠一）

２５番 勝田 靖議員。

○２５番（勝田 靖）

これらのたび重なる法改正は、恐らく時代の流れとともに親子や家庭のあり方に変化が生じ、それに合わせて法改正が行われてきたのだと思います。それでは、児童虐待防止法の中で児童虐待の定義はどうなっていたのでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

この児童虐待防止法におきます児童虐待の定義でございますが、同法第２条に定義されておりまして、具体的には、児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれがある暴行を加える身体的虐待。児童にわいせつな行為をすること、または児童をしてわいせつな行為をさせる性的虐待。児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待等の行為の放置、その他の保護者としての看護を著しく怠るネグレクト。児童に対する著しい暴言又は著しく拒否的な対応、児童が同居する家庭における配偶者の身体に対する不当な攻撃であって、生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動、その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行う心理的虐待。これら４つの行為類型が定められております。

○議長（藤浦誠一）

２５番 勝田 靖議員。

○２５番（勝田 靖）

今、部長答弁にもありましたように、虐待の定義で４つの具体例が示されましたが、虐待で傷ついた子どもたちの心の傷ははかり知れなく、その症状もさまざまだといいます。眠れなかったり、周囲に暴言を吐き、暴力を振るったり、自傷行為に及んだり、多種多様の行動に走ると言われています。

では次に、児童虐待防止法は何度か改正され、運用されてきたと思いますが、その経緯についてお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

子どもの虐待につきましては、１９９０年代から社会問題化され、メディアによる報道や民間団体等による防止活動が活発化しております。このような背景に加え、児童相談所における虐待に関する相談処理件数も、１９９０年、平成２年には１１０１件であったものが、１９９９年、平成１１年には１万１６３１件まで増加したことから、子どもの虐待に対応するための

法整備が各方面から求められ、平成１２年１１月に児童虐待の防止に関する法律、いわゆる児童虐待防止法が施行されております。この法律によりまして、児童虐待の定義である身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待が規定されるとともに、関係機関及び民間機関との連携強化、児童虐待に係る通告等が規定されております。その後、平成１６年に児童虐待防止法の一部改正が行われ、児童虐待の定義の見直し、通告義務の拡大、警察署長に対する援助要請等が新たに追加されております。また平成１９年にも、法律の一部改正が行われまして、児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する面接、通信等の制限の強化等、児童相談所の機能強化及び保護者への制限が規定されております。その後、平成２８年６月におきましても、先ほど申し上げた内容で法律の一部改正が行われております。

○議長（藤浦誠一）

２５番 勝田 靖議員。

○２５番（勝田 靖）

これだけ少子化が進む中にもかかわらず、児童虐待は確実に年々増加をしている。これはおかしい話だと思います。そこで、本市における児童虐待の現実といいますか、その実態の把握はどうなっていますか。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

本市におきます児童虐待の現状でございますが、過去３年間の虐待に対する相談件数でご説明いたしますと、平成２６年度は２０件で対象児童が３８人、平成２７年度は２２件で対象児童が３７人、平成２８年度は２８件で対象児童が５０人となっております。虐待相談件数の内訳といたしましては、身体的虐待及び心理的虐待が増加しておりまして、身体的虐待が平成２６年度１０件、２７年度１６件、２８年度が１９件、心理的虐待が、平成２６年度３件、２７年度６件、２８年度１４件となっております。また、相談対象者でございます虐待を受けた子どもたちの年齢層につきましては、平成２８年度５０人のうち、ゼロ歳から３歳までが１９人、４歳から６歳、就学前までが１２人、７歳から１２歳の小学生が１６人、中学生以上が３人となっております。就学前における割合が６２％と高い割合を占めております。なお２６年度、２７年度におきましても、就学前における割合が、それぞれ２６年度６０．６％、２７年度が７５．７％でございます。就学前における虐待を受けた子どもの割合が高い傾向にございます。

○議長（藤浦誠一）

２５番 勝田 靖議員。

○２５番（勝田 靖）

これは全国的な統計資料においても、就学前というより３歳以下の幼児の虐待死、これが実は８０％を超えるといった報告もされているようです。また、このほかに、心中による虐待死というものも、これも高い比率で占めているようです。ということは、早急に必要な施策を立て、取り組まねばならないと思います。こういった現状や実態があることを踏まえ、本市としてはどんな課題といいますか、支援策が必要と考えていますか。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

本市におきます過去３年間の虐待に対する相談件数は、先ほども申し上げましたけども、２６年度２０件、２７年度２２件、２８年度２８件と推移しておりまして、微増傾向ではありますが確実にふえております。本市といたしましては、児童虐待の発生の防止、早期発見・早期解決を図るため、乳児家庭全戸訪問事業の継続促進や関係機関を初め多くの市民の方に対し、

虐待の通告等を主とした啓発活動を引き続き推進してまいりたいというふうに考えております。また、平成28年5月に児童福祉法の一部を改正する法律が成立し、全ての児童が健全に育成されるよう児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策のさらなる強化のため、国及び地方公共団体の責務や市町村及び児童相談所体制の強化等が規定されております。今後とも児童相談所や地域の関係機関との連携を深めまして、虐待が発生した場合は、本市の要保護児童連絡協議会を中心とした迅速かつ適切な対応の実施及び児童相談所及び関係機関等と連携して児童虐待問題の解決に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

では飯塚市の児童虐待に関する問い合わせや相談等、そういったものはこういった機関が対応し、支援を講じているのでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

市町村は虐待が疑われる子どもを発見した場合の通告受理機関であるために、本市においても子育て支援課に家庭児童相談室を設置し、児童虐待に関する問い合わせや相談を初め、児童及び妊産婦に関する相談や情報の提供、その他必要な支援を行っております。また、相談内容に応じまして、関係各課を初め、医療機関、小中学校、児童相談所等と連携を取りながら、継続的な支援を行っております。なお、本市の家庭児童相談室には現在、家庭児童相談員2名、母子・父子相談員2名、乳児家庭全戸訪問事業等訪問員2名の計6名を配置しております。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

それでは、今後の取り組みについてお尋ねいたします。児童虐待防止に関しては児童相談所と市町村の二重構造で対応する仕組みになっていると思うのですが、それについてはどのようなになっていますか。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

子どもへの虐待への対応につきましては、虐待の危険度が低い事例から生命の危険等の最重度虐待までの異なる事例への対応が必要となります。厚生労働省が作成しております子ども虐待対応の手引では死亡や生命の危険等の最重度虐待、あるいは保護者からの分離による保護が必要な場合は、一時保護等の権限のある児童相談所が主として対応し、軽度の虐待で在宅援助を行う場合や、虐待に至る可能性がある要因を抱えている場合などにおいては、主として市町村が対応するということになっております。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

現在、各市町村単位で子どもを守る地域ネットワーク、つまり要保護児童対策地域協議会の設置が進んでいると思うのですが、本市の取り組み状況はどうなっていますか。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

平成16年の児童福祉法の改正によりまして、児童虐待の通告先として市町村も加えられた

ことに伴い、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等で構成する要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会を、市町村は設置に努めなければならないというふうにされております。飯塚市では、平成15年に前身であります児童虐待防止連絡協議会を設置し、その後、平成18年8月10日に児童福祉法に規定する要保護児童対策地域協議会といたしまして、飯塚市要保護児童連絡協議会を設置、今日まで至っております。要保護児童連絡協議会につきましては、子育て支援課を事務局といたしまして、児童相談所、警察署、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所、教育委員会、小中学校の代表者、生活支援課、社会・障がい者福祉課などの国または地方公共団体の機関及び飯塚医師会、福岡県立大学などの法人や、学校関係機関、拠点病院など19の団体等で構成されております。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

では次に、平成24年7月に「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第8次報告）の概要」が報告されていたと思うのですが、こういった内容でしたでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

ご質問の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第8次報告）の概要」の内容でございますが、厚生労働省が都道府県及び指定都市及び児童相談所設置市に対する調査により把握した平成22年4月1日から平成23年3月31日まで12カ月間に発生し、または表面化した児童虐待による死亡82例を調査分析した結果となっております。内容といたしましては、82事例のうち、心中以外の虐待死、45事例51人、心中による虐待死37事例47人となっております。集計結果の分析として、心中以外の虐待死において死亡した子どもの年齢は、ゼロ歳が23人、45%と最も多く、3歳以下を合わせますと43人、84.3%と大部分を占めた結果となっております。また、これらの事例の分析結果から国及び地方公共団体に対し、虐待の発生及び深刻化の予防、虐待対応機関の体制の充実、虐待の早期発見と早期対応、地域での連携した支援等のこの4つが提言されております。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

そこで、最終的に飯塚市の児童虐待の実態も答弁の中で年々増加傾向にあり、深刻化しているということは理解できました。これから先もますます深刻化し、複雑化していくことが予想されます。飯塚市において、虐待によって尊い子どもたちの命が失われるといった事案が発生しないためにも、しっかりとした施策のもとで児童虐待防止に努めていく必要があると思います。今後、本市で児童虐待防止に関して重点的に取り組まねばならないことはこういったことかお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

先ほどの答弁で本市の現状といたしまして、過去3年間の虐待に対する相談件数を申し上げましたが、相談件数は確実に増加傾向にございます。あわせて答弁いたしました「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第8次報告）の概要」の分析結果では3歳児以下の児童の虐待死が多い傾向にあり、本市においても児童虐待相談のうち3歳以下を含めた就学前の割合が高いことから、妊娠期から子育て期までにわたる切れ目のない支援を行うことが重要であると考えております。現在、生後4カ月を迎えるまでの乳児家庭の訪問を行う乳児家庭全

戸訪問事業、また若年の妊婦及び妊婦検診未受診者あるいは育児ストレス等、子育てに対して強い不安や孤立感を抱える家庭での虐待のおそれやリスクを抱え、特に支援が必要と見られます家庭に対する養育支援事業、これらを実施しておりますけれども、今後も母子保健部門と連携を強化することで、乳幼児期の子どもに対する虐待の発生予防と早期発見、早期対応につなげていくことが必要であると、また重要であると考えております。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

児童虐待における被害者は全て子どもたちです。幼少期に親から虐待を受けて育った子どもが成長すれば、その子はまた我が子に対して虐待を繰り返すといった連鎖が起きる、そういったデータもはっきり示されているようです。ただ、私は、この児童虐待に対応していくには幾つかのポイントがあると思います。それは養育者の側面から、子どもの側面から、生活環境の側面から、援助家庭の側面から考えていくべきではないかと思います。養育者の側面から考えた場合、妊娠の届け出が出されていない、母子健康手帳が未発行であるとか、訪問等をして子どもに会わせてもらえないとか、精神疾患や強い抑うつ状態がある等が理解できるのであれば、すぐに対応していくべきでしょう。子どもの側面から考えた場合は、子どもの体、特に顔や首、頭等に外傷が認められているとか、子どもが保育所に来なくなったとか、施設等への入退所が繰り返し行われている場合も、すぐに対応していく事案になるかと思います。生活環境の側面で言いますと、転居を繰り返しているとか、近隣住民や児童委員さん等から様子が気にかかるといった情報がたびたび寄せられる。そういったことです。そうすれば、おのずと対応策も立てられますし、行動も起こせるのではないのでしょうか。もっと地域や民間を巻き込む前に、実態や現状等について市民の方に理解を得るための啓発は、今後、定期的、継続的に行っていく必要があることを指摘して、この質問を終わりたいと思います。

○議長（藤浦誠一）

暫時休憩いたします。

午後 0時06分 休憩

午後 1時10分 再開

○副議長（佐藤清和）

本会議を再開いたします。26番 道祖 満議員に発言を許します。26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

一般質問通告に従いまして、一般質問をいたします。今回は、公共工事の品質確保、入札及び契約の適正化について、お尋ねしていきたいと思います。平成28年度の工事契約結果が、さきの7月21日開催の総務委員会で報告されております。その内容が新聞報道されておりました。設計金額130万円以上の入札件数は158件で、平均落札率は90.64%。一般競争入札で100%入札件数は9件であったとありました。その入札のあり方に関連して、質問していきたいと思っております。

まず、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律についてお尋ねしますが、この法律は、平成12年に定められております。この法律の目指すところはようになっておるのか、まずお尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

目指すところということでございますので、第1条に法律の目的が記載されております。少し紹介させていただきます。「国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置、適正な金額での契約の締結等のための措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等の制度を整備すること等により、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図ること」とされておまして、これが目指すところというふうに捉えております。

○副議長（佐藤清和）

26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

また平成26年9月30日に、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の一部変更についてが閣議決定されておりますが、その目指すものはどうなっておるか、お尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針、これにつきましては平成13年3月に閣議決定をされたものでございますが、これは各発注者が、措置するよう努力すべき事項を定められておまして、この平成26年、今ご紹介いただきました9月30日の一部変更といたしまして、そのときの改正のポイントといたしましては、ダンピング対策の強化、歩切りの根絶、適切な契約変更の実施、社会保険等未加入業者の排除及び談合防止策等の強化となっているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

ではこの中で、第2項に入札及び契約の適正化を図るための措置として、6項目が提示されております。その内容に対しての飯塚市での取り組みはどうなっておりますか、お尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

ご質問の6項目に対する本市の取り組み状況について、ご説明申し上げます。少し長くなりますけれども、ご容赦願います。

まず1項目めでは、主として入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保に関する事項について定められておまして、その中で2点が示されております。1点目として、契約の内容に関する情報の公表に関することでございますけれども、これの取り組みといたしましては、本市では格付基準の公表、予定価格及び最低制限価格の事前公表、指名停止措置要綱の公表、談合情報等対応マニュアルの公表など、入札及び契約に係る情報については、原則公表するということが基本といたしております。2点目として、学識経験を有する者等の第三者の意見を適切に反映する方策に関することの中では、「各省各庁の長等は、入札参加資格の設定・確認、指名及び落札者決定の経緯等について定期的に報告を徴収し、その内容の審査及び意見の具申等ができる入札監視委員会などの第三者の意見を反映する方策を講ずるものとする。」という記載がございまして、市町村では第三者機関の共同設置や監査委員の活用など既存の組織の活用等が示されておるところでございますけれども、本市におきましては、この取り組みといたしましては、第三者機関の設置には至っておりません。

続いて、6項目の2項目めでございますけれども、主として入札に参加しようとし、または契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争の促進に関する事項、この中にも、また2点ほど示されております。1点目として、入札及び契約の方法の改善に関すること。これにつきましての取り組みといたしましては、条件付き一般競争入札を実施しているところでございます。なおこの中には、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して、落札者を決定する総合評価落札方式の適切な活用等も示されておるところでございますが、本市では導入までには至っておりません。2点目として、苦情の適切な処理についての方策に関することの取り組みといたしましては、契約課及び原課において、この対応を行っているところでございます。

6項目の3項目めでございます。主として入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底に関する事項でございますけれども、この中にも5点ほど示されております。1点目として、談合情報等の適切な対応に関すること、これの取り組みといたしましては、先ほども申しましたけれども、談合情報等対応マニュアル、これに基づいた対応を行っているところでございます。2点目として、一括下請等建設業法違反への適切な対応に関すること。それから3点目として、不正行為の排除のための捜査機関等との連携に関すること。4点目として、不正行為が起きた場合の厳正な対応に関すること。5点目として、談合に対する発注者の関与の防止に関すること。これらの取り組みといたしましては、関係機関との連携、予定価格等の事前公表、それから不正行為が起きた場合の指名停止措置等の対応で行っているところでございます。

次に4項目めでございますけれども、主としてその請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止に関する事項ということが示されておまして、ここにも5点ほど内容が示されております。1点目といたしましては、適正な予定価格の設定に関するところでございますけれども、これにつきましては、労務及び資材等の直近の単価を適切に反映させた設計書をもとに設定を本市ではいたしております。2点目として、入札金額の内訳書の提出でございますけれども、これにつきましては、市が発注する条件付き一般競争入札及び指名競争入札により、発注する全ての工事において工事費内訳書の提出を義務づけております。3点目として、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用に関すること、これにつきましては、最低制限価格制度を本市は導入をいたしております。4点目として、入札契約手続における発注者、受注者間の対等性の確保に関すること、これにつきましては、不採算工事の受注強制などは、当然ですけれども行ってはいけない行為であり、入札辞退の自由の確保等、受注者との対等な関係の確保に努めております。5点目として、低入札価格調査の基準価格等の公表時期に関することにつきましては、低価格や最低制限価格の公表時期について示されておりますけれども、本市ではいずれも事前公表で対応しているところでございます。

5項目めでございますが、主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項の中には、3点ほどまた示されております。1点目として、将来における適切な入札及び契約のための公共工事の施工状況の評価の方策に関することにつきましては、適正な履行を確保するため、評定要領を定めまして、検査の適切な実施、業務の履行過程及び業務の成果を的確に評価し、成績の評定を行っているところでございます。2点目として、適正な施工を確保するための発注者・受注者間の対等性の確保に関することにつきましては、担当課と受注者とのにおいて定例の会議を設け、情報の共有等の取り組みを行っております。3点目として、施工体制の把握の徹底に関することにつきましては、施工体制台帳の提出によりまして、施工体制の把握を行っております。

最後の6項目めでございますけれども、その他入札及び契約の適正化に関し配慮すべき事項というところで、4点ほど示されております。1点目として、不良・不適格業者の排除に関することにつきましては、不良・不適格業者の排除のための事業所調査の実施、それから暴力団関係者の排除や社会保険等未加入業者の排除等の取り組みを行っております。2点目として、

入札及び契約のＩＴ化の推進等に関することにつきましては、ホームページによる発注見通しの公表、あるいは条件付き一般競争入札におきまして、入札広告、入札説明書等の情報を取得できるように整備をしております。なお、この中で示されておりますけれども、電子入札のシステム導入等が示されておりますが、これについては本市においては今のところ導入をいたしておりません。３点目といたしまして、各省各庁の長等相互の連絡、協調体制の強化に関することにつきましては、国、県が開催いたします講習会や研修会に参加して、知識を習得するほか、福岡県公共工事契約業務連絡協議会、これに参画いたしまして、情報の収集、意見交換等を行うなどの連携を図っているところでございます。４点目といたしまして、企業選定のための情報サービスの活用に関する事、これにつきましては、発注工事の実績等の情報について、コリンズという工事発注者間で利用できるデータベースの活用を本市で行っているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

２６番 道祖 満議員。

○２６番（道祖 満）

今のご答弁で、おおむね取り組みはなされておるようですけれども、第三者機関が設置されていないと。それと価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適切活用が示されておるけれども、これは導入されていない。それと電子入札システムについても導入されていないということであったと思いますけれども、その点だけ確認します。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

今言われるとおりの状況でございます。

○副議長（佐藤清和）

２６番 道祖 満議員。

○２６番（道祖 満）

またこの中で、第３項目で適正化指針の具体化に当たっての留意事項の１、特殊法人等及び地方公共団体の自主性の配慮とありますが、その意味するところはどのように受けとめておるのか、お尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

今申されたその意味するところということでございますけれども、国、特殊法人等及び地方公共団体といった公共工事の発注者には、発注する公共工事の量及び内容、発注者の体制等に大きな差があり、また従来から、それぞれの発注者の判断により、多様な発注形態がとられてきたことを鑑みて、適正化指針においても、こうした発注者の多様性、いわゆる発注者の自主性を配慮するよう求められたものであるというふうに思っております。ただ、発注者の状況等による取り組みの差異は認められている一方で、全体としては、適正化指針に従った措置が講じられるように求められているものであるというふうに受けとめております。

○副議長（佐藤清和）

２６番 道祖 満議員。

○２６番（道祖 満）

法律に従って対応していくようにということであろうかと思っておりますけれども、そのように理解していいですか。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

それに向かっていくべきであろうというふうなことでの受けとめはいたしてはおります。

○副議長（佐藤清和）

26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

では、公共工事の品質確保の促進に関する法律についてお尋ねしますが、この法律は平成17年に定められております。この法律の目指すところはようになっておるのか、お尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

この法律につきましても、その目的といたしまして、「公共工事の品質確保が良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与すること」ということで、目的に示されておりますので、これが目指すところであるというふうに理解しております。

○副議長（佐藤清和）

26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

では、平成26年9月30日に公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針の一部変更についてが、閣議決定されております。その目指すものはどうなっておるのか、お尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針、これにつきましては、平成17年8月に閣議決定をされたものでございますけれども、発注関係事務に関する事項だけでなく、公共工事の品質確保とその担い手の確保のために講ずべき施策が広く規定をされているところでございまして、今申された26年9月30日の一部変更によりまして、各発注者が取り組むべき事項、受注者の責務に関する事項及びその他、国として講ずべき施策が追加されたところでございます。

○副議長（佐藤清和）

26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

ではこの中で、第2項として、公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針として10項目が示されております。その内容について、飯塚市での取り組みはようになっておるのか、お尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

10項目のそれぞれの取り組みについて、ご紹介させていただきます。

1 項目めでございますが、これは発注関係事務の適切な実施ということで、この取り組みといたしまして、直近の市場の価格を反映した予定価格の適正な設定、ダンピング防止のための最低制限価格の設定、計画的な発注、工事の規模、難易度を踏まえた工期の設定等を行っております。

2 項目めといたしまして、受注者の責務に関する事項でございますけれども、この取り組みといたしましては、発注者として適用除外者を除く社会保険等の未加入者に指名登録除外の措置をとるとともに、工事落札者においては、下請業者の選定に際しても同様の配慮を行うよう指導しているところでございます。

3 項目めとして、技術的能力の審査の実施に関する事項といたしまして、この取り組みといたしましては、有資格者名簿の作成に際して、経営審査事項の結果の点数に加え、本市における工事实績も点数化し、資格審査をいたしております。個別工事に際しての技術審査についての必要がある場合は、建設業者に対して同種・類似工事の経験実績調査を行っているところでございます。

4 項目めの多様な入札及び契約の方法についてでございますけれども、これは、この記載の中で発注者は入札及び契約の方法の決定に当たっては、談合防止とともに透明性、公正性、必要かつ十分な競争性の確保などに配慮しつつ、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情等に応じ、多様な方法の中から適切な方法を選択、または組み合わせることができるとされておりますけれども、本市ではこの取り組みといたしましては、一部の大型建築工事の設計における技術提案型の選考方法の導入にとどまっているのが現状でございます。

5 項目めの中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項につきましては、その中で総合評価方式の実施の際の留意点が示されておりますけれども、先ほど申したとおり、本市は未導入でございます。また、入札、契約の過程に関する苦情の処理については、先ほど申しました契約課原課で対応しておりまして、落札機会の公表についても、入札後速やかに公表いたしております。

6 項目めの工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項の取り組みといたしましては、工事の品質が確保されるよう、工事成績評定を作成するための要領を定めまして、検査を行いますとともに、工事履行中も適切に監督を行っております。加えまして、工事の性格等を踏まえ、必要なものについては、工事が完成し、一定期間経過後に施工状況の確認を行っています。

7 項目めの発注関係事務の環境整備に関する事項につきましては、その中に技術提案の事務要領の整備等について、各省庁等の長の役割、支援等が示されておりますが、現段階では技術提案を取り入れた業者選考を行っておりませんので、整備に当たっては、必要に応じて活用したいと考えております。また、発注工事の実績等の情報については、先ほどお答えしましたコリンズというデータベースを活用して、整備をいたしておるところでございます。

8 項目めの調査及び設計の品質確保に関する事項につきましては、その中で公共工事に関する調査及び設計業務の環境整備に努めることが示されているところでございますが、この調査及び設計業務の発注に際しては、事前の実績調査と業務後の成績評定を行っているところでございます。

9 項目めの発注関係事務を適切に実施することができる者の活用及び10項目めの施策の進め方の取り組みにつきましては、先ほどの回答と同様でございますけれども、国、県が主催する講習会、研修会に参加するとともに、福岡県公共工事連絡協議会等に参画いたしまして、情報の収集、知識の習得、意見交換等を行って連携を図っているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

確認いたしますけれど、4項目めの多様な入札及び契約の方法の中では、十分にここに示されている内容の取り組みが行われていないということによろしいですかね。それとともに、5項目めの中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項の中で、総合評価方式の実施の際の留意点が示されておりますがということでしたけれど、本市は導入しておりませんので、取り組んでいないということだったと思いますけれど、それを確認しますが、そのとおりですか。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

そのとおりでございます。

○副議長（佐藤清和）

26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

公共工事における総合評価方式については、平成17年9月に公共工事における総合評価方式活用ガイドラインというのが、公共工事における総合評価方式活用検討委員会というところから出されております。この委員会の事務局は、国土交通省国土技術政策総合研究所となっておりますが、この中で平成17年4月に品質確保の法律、先ほどお尋ねしました品確法が施行されている。公共工事の品質確保のための必要な取り組みとして総合評価方式の適用を掲げているとありますけれども、この内容については御存じでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

平成17年4月に、公共工事の品質確保の促進に関する法律が施行されまして、公共工事の品質は経済性に配慮しつつ、価格以外の多様な要素も考慮し、価格及び品質が総合的にすぐれた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないと規定されておりまして、公共工事の品質確保のための主要な取り組みとして、この総合評価方式の適用が掲げられているということで、承知いたしております。

○副議長（佐藤清和）

26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

国は平成19年に、地方公共団体向け総合評価実施マニュアルを発行しております。そして、これは平成20年3月に改訂版が出ておりますけれども、御存じでしょうか。そして、この中に総合評価制度を導入しなければならない導入の意義が記載されておりますけれども、記載の内容を御存じでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

国が平成20年3月に発行いたしました、地方公共団体向け総合評価実施マニュアル改訂版につきましては、総合評価方式の導入を検討する上での参考資料とされております。その中で総合評価を導入しなければならない理由といたしまして、公共工事については著しい低価格による入札やくじ引きによる落札者の決定が急増しており、これにより技術的能力が高くない建設業者が施工し、公共工事の品質の低下を招くことが懸念されている。このため、発注者が建設業者の技術的能力を適切に審査し、価格と品質が総合的にすぐれた調達を実現することが必要であり、この基本的な理念を具体化するものが総合評価方式であるというふうに記載されております。

また、総合評価方式には、5つのメリットがあると記載をされております。1点目は、価格

と品質が総合的にすぐれた調達により、優良な社会資本整備を行うことができる。２点目として、必要な技術的能力を有する建設業者のみが競争に参加することにより、ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除ができる。３点目といたしまして、技術的能力を審査することにより、建設業者の技術力向上に対する意欲を高め、建設業者の育成に貢献する。４点目といたしまして、価格と品質の２つの基準で業者を選定することから、談合防止に一定の効果が期待できる。５点目といたしまして、総合評価方式の活用により、地域の建設業者の役割を適切に評価することも可能となり、一般競争入札の導入拡大を進めやすくなることから、透明性の確保が図れ、納税者の理解を促進されるとされています。

また、導入の意義では、ただいま申しました、５つのメリットの具体例といたしまして、発注者が最低制限価格を定めた場合に、価格のみ競争だと最低制限価格と同額でくじ引きになるような状況も想定されるが、総合評価方式を導入することでくじ引きを防ぎ、よりよい業者を選定することができるというふうな記載もございます。また、総合評価方式を導入した場合の事務量に関しまして、技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事では市区町村向け簡易型総合評価方式で行うことが可能であり、この方式は、価格競争方式において競争参加資格を確認する際に業者に求めている企業の施工実績や工事成績等の情報を活用して落札者を選定するため、基本的な入札関係事務の流れは価格競争方式の場合と大きな違いはなく、手続を進める上で過重な事務量が発生することはないなどと記載されているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

２６番 道祖 満議員。

○２６番（道祖 満）

お尋ねしますが、平成１７年というのは何年前でしょうか。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

ただいま、平成２９年でございますので、１２年前となります。

○副議長（佐藤清和）

２６番 道祖 満議員。

○２６番（道祖 満）

国は、公共工事の品質確保、公共工事の入札及び契約の適正化を図る目的で、今お尋ねしてまいりましたが、この２つの法律の中に総合評価方式を入れるほうがよいという判断で、約１２年前からはその法律を定めて、その中身を検討しながら、その導入を促進してきておりますけれど、飯塚市ではこの取り組みはどうなっておるのか、まずお尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

この総合評価方式につきましては、本市において一時期、導入に向けて研究、検討をいたしておりましたが、導入までには至っていないというのが、先ほどから申し上げますとおりの現状でございます。

○副議長（佐藤清和）

２６番 道祖 満議員。

○２６番（道祖 満）

ここに新聞の記事があります。本年の６月４日の朝日新聞、最低価格を的中ずらり、落札業者努力よりくじ運、６月４日朝日新聞ですけれど、工事入札くじ引き多発。あわせて、国は総合評価方式拡大をというふうに記事が出ておりますけれど、こういう新聞の記事を目にしたことがありますか。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

確認はいたしております。

○副議長（佐藤清和）

２６番 道祖 満議員。

○２６番（道祖 満）

飯塚市においても、くじ引きで入札の結果が、業者が決まるということが多々あっておると思いますが、それは制度としてそういう制度を入れているからいたし方ないと私は理解しております。ただ、１２年前から法律がこういうふうに分けられて、そして国の方針も示されておる。平成２６年にも改めて、指導が来ているわけですが、今日まで何もやってないということですが、県内の各市町村の取り組み状況がどういうふうになっておるのか、まずお尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

現在の県内の各市町村の取り組み状況でございますが、政令市を含めまして、平成２８年度までにこの総合評価方式による入札を実施したことがある市町村は、６０市町村中３４市町村で、平成２８年度だけで実施した数は、１２市３町、計１５市町村となっているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

２６番 道祖 満議員。

○２６番（道祖 満）

県下で６０市町村中３４市町村が、総合評価方式の導入について取り組んでおるということですが、飯塚市は今後どのように取り組むお考えなのか、お尋ねします。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

総合評価方式につきましては、その導入のメリットといたしまして、先ほども少し申し上げましたが、品質の確保、それからダンピングの防止、建設業者の育成、談合防止等に一定の効果が期待できるということも理解をしております。その反面、デメリットといたしましては、業者側への提出書類の作成に伴う負担の増加、評価項目、原案作成等、入札に至るまでの所要時間と事務量の増加、客観的評価方法の設定の難しさ等が挙げられております。施工計画の作成を要件としない特別簡易型といわれる市町村向け簡易型総合評価方式などもございますことから、他市の事例を参考といたしながら、研究を深めまして、本市にあった総合評価方式の導入に向けて、これについては鋭意検討してまいりたいというふうに思っております。

○副議長（佐藤清和）

２６番 道祖 満議員。

○２６番（道祖 満）

お尋ねいたしますけれども、デメリットがいろいろあるというふうに言われておりますけれども、今さっきお尋ねしたように、県下６０市町村の中で、３４市町村が導入しておるということですが、飯塚市は人口規模が１３万人ですが、県下何番目の都市ですか。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

4 番目であるというふうに、理解しております。

○副議長（佐藤清和）

26 番 道祖 満議員。

○26 番（道祖 満）

ということは、ここに久留米市の総合評価方式の取り組みについてというのがあります。恐らく政令都市の福岡市と北九州市は既に導入しているんだろーと思います。13万人の都市ですけれど、飯塚市は4番目と言われておりますけれど、これについて取り組んでいないと。34の市町村は、飯塚市よりもこのうちの3つを除けば31の市町村は飯塚市より人口が少ない。人口の少ないところが総合評価方式に取り組むことができ、なんで飯塚市が今日までできなかったのか、その点どうお考えでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

これについては、先ほどから至っていないということで、何度か申し上げております。以前検討した中では、やはり手続から契約までの期間を要する、あるいは事務量が増大する。先ほども申しましたけども、客観的な評価の困難性ということで、当時見送っていたというふうにお聞きしております。ただ、先ほどから議員言われますとおり、4番目の市の飯塚市でございます。これについて、前向きに積極的に導入の方向に向けて、今検討を担当課のほうで組み立てられることについて検討しておりますので、前向きに取り組んでいきたいというふうに思っております。

○副議長（佐藤清和）

26 番 道祖 満議員。

○26 番（道祖 満）

改めて今回質問するに当たって、国土交通省のデータをいろいろと見てきたわけですが、平成20年に久留米市においても、大木町、それとみやま市のデータが出ておりましたけれど、平成20年に総合評価方式に取り組んで、その結果、やった内容についてきちんと報告が出ているんですね。いろいろな問題点はあるけれど、この結果はおおむね良好で、これはいい方法だと思っていると思うんですが、その点確認しておりますか。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

申しわけありません。その結果の内容については、ただいま手持ちで持っておりませんので承知しておりません。

○副議長（佐藤清和）

26 番 道祖 満議員。

○26 番（道祖 満）

きちんとデータがありますから、確認していただきたいと思います。ここで読み上げてもいいんですが、先ほど言ったように、この充実に努めるというのが各4団体の考えのようがあります。そういう意味では、私も飯塚市に早くこの総合評価方式の導入をするべきだと思っております。現実的にどうなんでしょう。新聞等でいろいろ報道されておりますけど、副市長、こういう総合評価方式を導入して、公共工事の入札及び契約の適正化を促進する。公共工事の品質確保の促進をする。これについて、具体的にもう少し責任者として、詳しいご答弁をいただきたいんですが、答弁できますか。

○副議長（佐藤清和）

副市長。

○副市長（梶原善充）

入札制度につきましては、現在所管であります総務委員会のほうで、ご審議をいただいております。総合評価方式を含め入札制度全般にわたって、担当部局で鋭意検討もいたしております。今後、総合評価方式の導入も含めまして、入札の適正化に向けて、前向きに検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（佐藤清和）

26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

繰り返しになりますけれど、国は平成17年に法律を制定し、そして公共工事についての契約の適正化、品質の確保について、今日まで取り組んできておるわけですね。その点、飯塚市は12年間おこなっているということを、これを自覚して法律の趣旨に基づいて、仕事を、業務をやっていただきますようお願い申し上げまして、質問を終わります。

○副議長（佐藤清和）

暫時休憩いたします。

午後 1時48分 休憩

午後 2時00分 再開

○副議長（佐藤清和）

本会議を再開いたします。6番 奥山亮一議員に発言を許します。6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

公明党の奥山でございます。通告に従いまして、質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。今回のごみ削減対策の質問の目的は、1つ目として、行政としてみずからどのような削減をしているのか。2つ目として、ごみ削減で得た経費を社会保障、教育など市民生活の質の向上に利用するのか。3つ目として、住民の理解、納得を得たものになっているのかなど伺ってまいりますのでよろしくお願いいたします。

質問の前に、公明党市議団で7月に京都市に視察に行っていました。少し京都市の取り組みについて、お話をさせていただきます。京都市の人口は約147万人で、飯塚市の約11倍であります。ごみの量はピーク時の平成12年の82万トンから、この取り組みをやって、平成25年には47万トン、最終は平成32年に39万トン。ちょうど50%の削減を目標に取り組みをされております。平成28年の1日1人当たりが406グラムとなっております。

次に、削減できた経費、これは一般財源ですが、社会保障などに利用することを市民の皆様にお伝えをしております。次は、ごみ袋の種類ですが、45リットル、30リットル、20リットル、10リットル、5リットルの5種類で1リットル当たり1円の価格となっております。45リットルですと、1枚45円。飯塚市は大中小ありますが、45リットル、30リットル、15リットルで、45リットルですと1枚70円、30リットルですと40円、15リットルですと20円というふうになっております。また、このごみ袋1袋を燃やすのに、何円かかりますというふうに印刷されております。市民の皆様に、経費のことについても考えていただくと。それと目標にしたい、飯塚市もそうですが、週2回の回収がっております。袋の数や大きさをお知らせしております。例としておひとり世帯ですと、1回目に10リットルの袋を使ってください。2回目の回収のときには5リットルを使ってください。3人世帯ですと1回目10リットルプラス5リットル、それから2回目10リットルというような目安をお知らせしております。ここで注目したいのは、45リットルや30リットルが5人家族でも記載されておられません。ごみ半減ですから、少しでも小さい袋を利用し、半減を達成するとの思いと、

45リットルや30リットルの袋を使うと袋がもったいないからと言ひ、どこの家庭でもいっぱいになるまで入れると思います。これだと削減からどんどん遠ざかっていきます。このように袋が小さいとペットボトルは入りづらいから資源に回そう。紙もかさばるから資源というふうに好循環が生まれてまいります。

それでは、本市はどのようになっているか、お伺いします。まず最初に、平成24年4月から平成34年3月まで取り組む、第2次飯塚市環境基本計画について伺っていきますが、この事業は、協働環境委員会の特別付託案件になっておりますので、差し支えないように質問をしてまいりますので、よろしくお願いします。

それでは伺いますが、この事業を行うに当たり、担当内で掲げた大きな目的があると思いますが、その目的は何か、お伺いいたします。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

第2次飯塚市環境基本計画は、飯塚市環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。環境面ではもっとも基本となる計画であり、国や県、本市の法制度や各種計画等との関連性に配慮するとともに、市民、環境団体、事業者、学校のほか、遠賀川流域の各行政組織との連携を図りながら、施策を進めることとしております。

○副議長（佐藤清和）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

目的ですので、もう少し具体的に目的のために何を目標としているというところをお伺いたかったのですが、これも協働環境委員会が後々、まだあると思いますので、これぐらいにします。

次に、第2次飯塚市環境基本計画には19の指標を掲げ、それぞれ目標値が設定してありますが、その目標値はどのようにお決めになられたか、お伺いいたします。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

計画策定の前年、平成22年度の数値等を基準として、項目ごとに目標値を設定しております。ごみの削減に関しましては、1日1人当たりのごみの排出量を指標とし、平成22年度の量が1004グラムでしたので、それに対する目標を10%削減の904グラムと設定しております。

○副議長（佐藤清和）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

今ご答弁いただいた、10%の削減目標について根拠があれば、お伺いいたします。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

国の廃棄物の減量、その他その適正に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な指針において、8年間で5%削減とされておりましたので、それを参考とし、年間削減量を1%と計算し、10年で10%の削減としております。

○副議長（佐藤清和）

6番 奥山亮一議員。

○6 番（奥山亮一）

次に、第1次計画における平成14年からの10年間の評価について、平成18年に1市4町の合併で、この事業については、取り組みづらかったように思いますし、またご苦労されたと思いますが、4つの重点プロジェクトと18のアクションプランについて、目標達成の目印とした数値はほとんど達成されていないとあります。それでは、今回ブラッシュアップされた第2次飯塚市環境基本計画を達成するために、市民の皆様、企業等の皆様は、具体的にどのようなことをするのか、お伺いいたします。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

環境基本計画において、各主体の役割を記載しております。まず1番目に、市民は飯塚市の環境づくりに関して、主体的な役割を担い、そのため、生活様式の見直しやさまざまな活動を自発的に、積極的に行うとしております。2番目に、環境団体でございます。環境団体は、専門的技術を生かして積極的に情報発信し、多くの市民や事業者を巻き込む組織的な環境づくりの運動を通して環境改善に努めていくこととし、また、市に対しては、環境づくりの意見や具体的なアイデアの提供などを行うとしております。3番目に、事業者でございます。事業者は、事業活動が地域の環境に与える影響が大きいことを十分認識し、省資源や省エネルギーなど、環境に配慮した取り組みを積極的に進めていくとしております。また、地域に開かれた企業として積極的に情報を公開し、良好な環境の形成に努めるとしております。4番目に、学校の役割としまして、学校は、教育現場でさまざまな環境教育、学習を実践し、子どもたちの環境意識やモラルの向上を図り、また、大学などでは、環境保全に関する科学技術の研究開発や情報の収集、発信、市に対する政策提案、市民環境講座の実施等、保有するハード、ソフトの資産を活用して、主体的かつ積極的な地域の環境づくりに努めるとしております。5番目に、行政の役割としまして、行政は地域の環境づくりを進める指導的な役割を担います。みずから率先して、事務事業における環境配慮に取り組むとともに、構想、計画、実施のそれぞれの段階において、国、県との連携や地域の環境特性を考慮するなど、事前の調整を行い、良好な環境の形成に努めるとしております。また、市民や事業者が行う良好な環境づくりの適切な支援や指導に努めることとしております。

○副議長（佐藤清和）

6 番 奥山亮一議員。

○6 番（奥山亮一）

次に、具体的な取り組みについてお伺いをいたします。今ご答弁いただきました行政の役割として、みずから率先して事務事業における環境に取り組むとありました。これは市民環境部だけの取り組みではなく、市役所全体として、現在行っている具体的な取り組みについて伺います。

まず、ごみ削減について、どんな取り組みを行っているのか、お伺いいたします。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

市役所の各フロアにリサイクルボックスを配置し、紙、雑誌、新聞等の分別を行っております。また、使用済みの封筒を各課の書類のやりとりに使用しております。

○副議長（佐藤清和）

6 番 奥山亮一議員。

○6 番（奥山亮一）

どんどんやっていただければというふうに思います。追加で伺いますが、今後、議会もペー

パーレスを実施してまいります。ペーパーの削減、コピー代の削減等を行っていきますが、市として印刷物のペーパーの購入数量について、何%削減したというような具体的な削減策を実施されているのかどうか、お伺いいたします。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

議会の会議等で使用いたします資料につきましては、ペーパーレス化が実施できますので、市で印刷している資料の枚数といたしましては、年間約19万枚でございます、その分が削減効果として見込まれます。また、印刷業者に予算書等の資料を印刷依頼している分につきまして、これにつきましては、枚数ではなく、部数となっておりますので、それでお答えさせていただきますけれども、これが年間約2600部でございますので、これが削減と見込まれるところでございます。申しわけございませんが、何%ということは、今の段階では見込めておりません。市全体のペーパーレス化の取り組みにつきましては、今年度、課長以上の職員にタブレットを配付いたしておりますけれども、それ以外の職員には、まだ配付には至っておりません。そのため、庁内で行われる各種会議の資料をペーパーレス化するまでには至っておりませんが、今後、タブレットや無線端末の導入拡大とともに、関係各課と協議を行いながら、このペーパーレス化に向けた取り組みについては検討を行っていきたいというふうに思っております。

○副議長（佐藤清和）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

どんどん拡大をしていただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

次に、CO₂の削減について伺いますが、一番のCO₂削減は、自動車などが排出するガスだというふうに思います。通勤時の移動手段として、1人が1台マイカーで通勤されていると思いますが、これは要望ですけども、全廃もしくは曜日ごと、外国ではありませんが、ナンバーの下1桁が奇数、偶数で通勤可の日を決めるとかというような取り組みを行っているか、伺います。また、2キロ以内の方は徒歩、自転車通勤というように、健幸都市いづかになるように管理者が率先していただきたいというふうに思います。そうすることで市民の皆さんから市長が変わって市の職員も変わったといううわさになり、またSNSで健幸都市いづかが全国に発信され、注目をされていきます。どうですか。さらにコミバスを通勤時間帯に拡大できれば、コミバスの利用者もまたふえていくというふうに思います。以上、いろいろと申し上げましたが、よろしくお願いします。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

月末の金曜日をノーマイカーデーとし、平成27年度までは庁内放送での呼びかけや人事課への実施報告などを行ってりましたが、現在は、放送等を行っておりません。このことにつきましては実施するのか、再度、関係部署と検討したいというふうに考えております。CO₂の削減として身近なことで考えられるものとして節電が考えられますが、市の取り組みとしてハード面では太陽光発電設備やLED照明の設置、ソフト面ではエレベーターではなく階段を使うことの推奨、昼休みの消灯などを行っております。また、本庁舎において緑のカーテン事業を実践しております。

○副議長（佐藤清和）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

今ご答弁いただきました、節電と言われましたが、この新庁舎は採光も考えられた設計になっていると思います。市民の皆さんが来られるところは、常時点灯しなければならないと思いますが、そうでないところは照明の間引きであるとか、小まめに消灯を行ってもらいたいというふうに思います。この7階も私は結構小まめに電気を消したりしますけれども、会議室等の前は、こうこうとついていたり、7階の裏のエレベーターのところですが、こうこうとついていたりしていますので、しょっちゅう消しております。皆さんもぜひ、お願いしたいと思います。

追加で環境について、具体的な活動を市として、また職員として何をされているのか、お伺いいたします。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

ごみにつきましては、年2回の庁舎周辺一斉清掃活動、環境対策としまして、クールビズ等の取り組みについてマニュアルを作成し全職員で実施しております。また市役所においては、再生紙を購入し、使用しております。

○副議長（佐藤清和）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

今清掃活動について、お話しいただきましたが、年2回ということで、何か少ないような気がします。年2回ではなくて、各課持ち回りで月2回とかいうふうにできないかと思います。当然、就業時前でありますけれども、皆様の職場の周りですので、ぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

年2回の庁舎周辺一斉清掃活動につきましては、周辺の事業所にも声かけをし、ご協力をいただき、また河川敷までを含めて清掃を行っているものです。庁舎内、庁舎敷地等につきましては、職員による庁舎清掃実施要領に基づき、職員が清掃を行っております。作業箇所は、庁舎各階の事務室、給湯室、会議室、更衣室等の清掃、屋外敷地等、隣接する歩道等を含みますけれども、というふうになっております。屋外清掃に関しましては、週1回以上の清掃を実施しております。

○副議長（佐藤清和）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

週1回以上されているというのを全然気づきませんでした。年に2回かというふうに思っております。ありがとうございます。周辺もこれから枯れ葉がどんどんどんどん飛んでくるシーズンになってきますので、よろしくお願いいたします。

次に、取り組みの実績について、お伺いをしていきます。冒頭にも述べさせていただきましたが、現在、京都市では計画の見直しを行い、新・京都市ごみ半減プランを策定し、取り組みが続けられております。そこで本市のごみ削減の実績について伺います。先ほど第2次環境基本計画では、22年度を基準として、そこから10%の目標としているということでしたが、京都市ではピーク時から半減する計画となっております。本市のピーク時の1人1日当たりのごみの排出量はどれくらいかお伺いします。同じく平成28年度の量はどれくらいか、お伺いします。比較すると、何%削減ができていますのか、よろしくお願いいたします。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

ピーク時の1人1日当たりの排出量につきましては、平成20年度は1122グラムで、平成28年度は977グラムと約13%の削減になっております。

○副議長（佐藤清和）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

ピークから比べると、かなり削減をされているなというところでありますけれども、第2次のところから見ると、まだまだというところがあるかと思しますので、これもしっかりやっていただきたいというふうに思います。本市がなぜピーク時を基本としていなかったのか、不思議に思います。それはともあれ、ごみ削減を10%に設定し、その目標に向けてさまざまな施策を実施し、ピーク時と比較して13%削減できているということは、素晴らしいと思うと同時に、施設である埋立処分場の延命化につながっているのか、お伺いをいたします。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

埋め立て処分場は、清掃工場の運転稼働開始をしました平成10年度から利用しております。当初の計画では、埋め立てから15年後の25年度末に埋め立て処分場の容量が100%になるというふうな予定でしたが、ごみ減量化が進んだことから埋立率が下がり、埋立処分場の延命化につながったものと理解しております。また、延命措置として集塵灰を山元還元方式により処理するため、平成23年度より、大牟田市の三池精練へ排出量の約半分を運搬処理委託しております。さらに延命化を図るため、平成29年度からは排出量の3分の2を処理委託しております。

○副議長（佐藤清和）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

当初よりも、かなり延命して利用ができておるということで、素晴らしいことだというふうに思います。

次に、課題について伺っていきます。さらなるごみの削減について伺いますが、10%の削減にとどまらず、さらに取り組みを根本から考え直し、ごみの半減に向け達成した場合、削減できる経費はどれくらいになるか、教えていただきたいというふうに思います。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

飯塚市クリーンセンターにおける経費で申し上げます。清掃工場における可燃ごみの量に比例した経費につきましては、燃料費と薬品費がそれに該当します。ごみが半減したと仮定した場合は、年間で約4千万円程度の削減が見込まれるのではないかと考えております。

○副議長（佐藤清和）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

今4千万円というふうに言われましたが、全事業の中で唯一経費の削減を達成できる事業だというふうに思います。この削減した経費を市民の皆さまの社会保障等に利用していくためにも、今後、取り組みを市長から指示していただきたいというふうに思います。市長、よろしくお願いをいたします。

次に、先ほどから10%の削減、また、半減といったお話をさせていただいておりますが、

ごみの量の変動により、先ほどの埋立処分場と同様に、溶融炉の寿命に変化はあるのか、お伺いいたします。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

清掃工場につきましては、24時間稼働しており、多少のごみによります溶融炉の寿命の変化はございません。

○副議長（佐藤清和）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

24時間稼働しているということで、少なからうが多からうが延命には寄与しないということなんですね。それでは、現在のまま、ごみ減量に変化しなかった場合は、現施設だと何年使用が可能か、お伺いをいたします。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

清掃工場は、施設の延命措置として平成22年度から27年度までに大規模改修を実施しております。現在の予定では、平成40年度までの運用が可能となっております。

○副議長（佐藤清和）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

現施設の使用年数経過後については、平成40年以降になりますが、計画はあるのかどうか、お伺いいたします。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

現時点では、その後の具体的な計画はございませんが、ことし4月から環境施設等の広域化に関する任意協議会におきまして、直営施設の一部事務組合への移管等も含めて検討することとなっていますことから、今後の課題として位置づけております。

○副議長（佐藤清和）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

あわせて、併設の埋立処分場については、今までどおりのごみの量だと、何年、処分可能になるのか、お伺いをいたします。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

現在、清掃工場から排出された集塵灰は、無害化してその一部を清掃工場に隣接しております埋立処分場に埋め立てております。現在の予定では、平成33年度末にはその容量が100%となる見込みでございます。

○副議長（佐藤清和）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

次に対策について、京都市ではごみ減量の実現により、ピーク時には5工場あったクリーンセンターを3工場まで縮小し、環境負荷の低減と年間106億円もの大幅なコスト削減を実現

されております。このように、ごみ削減によりコスト削減ができれば、削減経費を社会福祉や教育などに活用していくことが可能になります。本市においても、こういった取り組みを積極的に行う必要があると思うのですが、どのようにお考えなのか、伺いいたします。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

ご紹介いただきました、京都市のごみ減量の取り組み事例は、本当に参考になるものというふうに思っております。私も質問者が紹介されました新・京都市ごみ半減プランを読みました。今後もさらに勉強して、ごみ減量化に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○副議長（佐藤清和）

6 番 奥山亮一議員。

○6 番（奥山亮一）

ぜひ、取り組んでいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

最後になりますけども、ごみ袋の価格や袋の大きさによって、やぶれやすいというふうなお話をたまに聞きます。再度、これについては確認をしていただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○副議長（佐藤清和）

本日は、議事の都合により、一般質問をこれにて打ち切り、9月14日に一般質問をいたしたいと思いますので、ご了承願います。

お諮りいたします。明9月13日は休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、明9月13日は休会と決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時28分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 27名)

1 番 藤 浦 誠 一
2 番 佐 藤 清 和
3 番 瀬 戸 光
4 番 兼 本 芳 雄
5 番 光 根 正 宣
6 番 奥 山 亮 一
7 番 川 上 直 喜
8 番 宮 嶋 つや子
9 番 明 石 哲 也
10 番 秀 村 長 利
11 番 永 末 雄 大
12 番 田 中 裕 二
13 番 守 光 博 正
14 番 江 口 徹

15 番 梶 原 健 一
16 番 吉 田 健 一
17 番 福 永 隆 一
18 番 城 丸 秀 高
19 番 松 延 隆 俊
20 番 上 野 伸 五
21 番 田 中 博 文
22 番 鯉 川 信 二
23 番 古 本 俊 克
25 番 勝 田 靖
26 番 道 祖 満
27 番 坂 平 末 雄
28 番 平 山 悟

(欠席議員 1名)

24 番 森 山 元 昭

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 田 代 文 男

次 長 許 斐 博 史

議事総務係長 岩 熊 一 昌

書 記 山 本 恭 平

議事調査係長 太 田 智 広

書 記 宮 嶋 友 之

書 記 伊 藤 拓 也

◎ 説明のため出席した者

市 長 片 峯 誠

都市建設部次長 今 井 一

副 市 長 梶 原 善 充

教 育 長 西 大 輔

企 業 管 理 者 石 田 慎 二

総 務 部 長 安 永 明 人

行政経営部長 倉 智 敦

都市施設整備推進室長 高 木 宏 之

市民協働部長 森 口 幹 男

市民環境部長 中 村 雅 彦

経 済 部 長 諸 藤 幸 充

福 祉 部 長 古 川 恵 二

都市建設部長 鬼 丸 力 雄

教 育 部 長 久 原 美 保

企 業 局 長 中 村 武 敏

公営競技事業所長 山 本 康 平

待機児童対策担当次長 山 本 雅 之